

三春町告示第50号

平成22年9月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年8月24日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 日 時 | 平成22年9月2日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成22年9月2日、三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第45号 町単独事業町道平沢白石作1号線道路改良工事請負契約について
- 議案第46号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 議案第47号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第50号 平成22年度三春町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第51号 平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第52号 平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第53号 平成22年度三春町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第54号 平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 平成21年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成21年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成21年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成21年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成21年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成21年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成21年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成21年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成21年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

報 告

- 報告第4号 平成21年度財政の健全化判断比率等の報告について
- 報告第5号 平成21年度三春町第三セクターの経営状況報告について

平成22年9月2日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 萬 年 智	2 番 影 山 初 吉	3 番 渡 辺 泰 譽
4 番 佐 藤 弘	5 番 儀 同 公 治	6 番 日下部 三 枝
7 番 三 瓶 正 栄	8 番 陰 山 丈 夫	9 番 上 石 直 寿
10 番 渡 辺 渡	11 番 佐久間 正 俊	12 番 小 林 鶴 夫
13 番 佐 藤 一 八	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 柳 沼 一 男
16 番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

な し

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	原 毅	書記	近 内 信 二
---------	-----	----	---------

4、地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	橋 本 清 文	税 務 課 長	佐 久 間 收
保 健 福 祉 課 長	工 藤 浩 之	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 主 幹 兼 都 市 グ ル ー プ 長	滝 波 広 寿	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功
企 業 局 長	橋 本 良 孝		

教育委員会委員長	深 谷 信 吾	教 育 長	橋 本 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生涯学習課長	遠 藤 弘 子

農業委員会会長	大石田 紘 一
---------	---------

代表監査委員	野 口 邦 彦
--------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成22年9月2日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 監査報告

- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託
- 第 10 報告事項について
- 第 11 議長の特別委員会委員の辞任について

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、会議に先立ちご報告いたします。執行者側より、病氣療養のため影山常光建設課長が欠席となり、代理として滝波広寿主幹兼都市グループ長が出席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

○議長 ただいまより、平成22年三春町議会9月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番日下部三枝君、7番三瓶正栄君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より9月10日までの9日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より9月10日までの9日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お手元に通知しました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。
出納検査の結果について、監査委員より、平成22年度第3回、第4回、第5回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りしました「議案第45号 町単独事業町道平沢白石作1号線道路改良工事請負契約について」から「議案第64号 平成21年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」までの20議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 9月定例会の開会にあたり、平成21年度決算概要と提出議案について、説明を申し上げます。

今春は桜の時期に雪が降るなど驚かされましたが、この夏は連日の猛暑続きと異常気象を感じさせられております。この暑さでありますので、健康管理に十分気をつけていただきたいと思います。

さて、9月定例会は決算議会とも言われるとおり、今議会は平成21年度の決算を審査していただきますが、21年度に町が重点施策として掲げた事業の実施結果と、決算の概要について説明いたします。

重点施策の第1は、「中学校再編と施設耐震化への取り組み」についてであります。平成25年4月開校に向け取り組んでいる町の最重要課題である統合中学校再編については、「再編計画」に基づき「建設基本計画」を策定し、議会や関係機関との協議、各地区教育懇談会による計画の周知などを行い、当該計画に反映させ、建設に向けては「設計・施工一括発注方式」実施要綱の作成に取り組みました。また、学校施設等の耐震化については、耐震診断結果がDランクの三春小学校階段室の耐震補強工事を実施し、御木沢小学校体育館は北体育館を使用することとして解体しました。役場を始めとする公共施設についても耐震診断を行いましたが、いずれの施設も補強工事が必要となるため、残された学校を含め公共施設の耐震化についても順次対応して参りたいと考えております。

第2は、「少子化対策」についてであります。平成20年度から少子化対策を重点課題とし、多子世帯養育支援事業、すくすく赤ちゃん応援成券支給事業など10の事業を実施しているところであります。これらの事業について評価を行いましたが、国の少子化対策の動向を見極める必要があるものの、当面継続することで進めることにしました。また、子育て支援医療費助成については、平成21年10月から助成年齢を小学6年生まで引き上げて子育て支援策の充実を図りました。

第3は、「保健・福祉・医療の充実への取り組み」についてであります。指定管理者による町立三春病院の経営は、入院、外来患者数も伸び、3年目の平成21年度は単年度収支が黒字化しました。地域医療の核施設として更なる機能の充実に取り組んで参ります。敬老園建設につきましては、公募型プロポーザル方式により平成20年度から取り組み、平成21年10月に建設工事が完成しました。備品整備や周辺工事を併せて実施し、12月には入居者の引っ越しを完了することができ、入居者の処遇改善が図られました。町民の健康増進には、疾病構造に対応した施策の推進と健診率の向上が不可欠であります。そのため、医療費の分析に取り組むとともに、健診機会の拡大のため施設健診の導入、乳がん検診の受診率向上対策、特定保健指導事業などに取り組みました。これらにより、健診受診率が向上するなど成果が現れつつありますが、その一方、国民健康保険医療費の伸びが続いており、国保財政の安定化が喫緊の課題となりました。また、平成21年度は新型インフルエンザが流行し、感染症に対する危機管理が求められた年でもありました。町では医師会と連携し予防ワクチンの接種に取り組むとともに、これに係る接種費用の一部助成の措置を講じたところであります。

第4は、「産業の振興」についてであります。滝桜観光対策では、夜間のライトアップを始めるとともに、渋滞対策として原石山駐車場の拡張などに取り組みました。また、観桜者からはこれまで駐車料金、滝桜協力金をお願いしてきましたが、二重取りなどの不公平感との意見を踏まえ、平成22年度からは滝桜観桜料に一本化するため、条例の制定を行いました。通年型観光への取り組みでは、観光ボランティアの組織も充実し、細やかなサービスを提供できる体制が整いつつあります。また、三春ダム右岸の半島部分を「もみじ山公園」として整備を進めました。城山公園は、国県の補助事業を活用し、間伐、散策路・トイレ整備などを行いました。また、各まちづくり協会などの協力のもとに、アジサイの植栽を推進するなど、町民の憩いの

空間づくりに努めました。地域資源を活用し、町内の神社仏閣と連携するなど四季を通じて訪ねたくなる観光地づくりに今後とも努力して参りたいと考えております。平成19年度後半から動きのあった既存スーパーの商業核想定エリアへの出店計画は、より具体化し、町と商工会もこの計画促進を図るため、地権者支援を行い、概ね着実に事業が進展しているところであります。田村西部工業団地への企業誘致対策では、既存立地企業が自社遊休地を分譲するなどにより、輸送関連企業等2社の進出が決定しました。今後も、景気の回復に期待するとともに、未分譲区画の早期分譲に向けて引き続き取り組んで参ります。農業への企業参入では、遊休農地の解消、地域経済の活性化を図ることなどを目的に取り組んできましたが、沼沢、富沢、山田地区へ2社、4.5haの企業参入が実現しました。今後とも、地区との協議を踏まえ、参入企業の支援を図って参りたいと考えております。

第5は、「安全・安心のまちづくり」についてであります。生活・生産基盤の向上のための道路網の整備では、まず、幹線道路では町道柏崎大峰線、町道山田クルミヤツ線等の事業を継続実施しました。また、企業誘致対策として不可欠な町道南原芹ヶ沢込木線改良は単年度で工事を完成させました。生活道路は国の経済対策関連交付金を活用し、地区要望のあった路線等を集中的に整備しました。県事業関係では、桜川改修事業は地権者をはじめ、関係者の協力により、事業は順調に進んでいます。今後とも関係者の協力を頂きながら、円滑に事業が推進されるよう取り組んで参ります。また、国道288号三春西バイパス工事は順調に進み、県道須賀川・三春線から郡山市西田町太田地内まで開通することとなりました。これに関連する県道須賀川・三春線や飯野・三春・石川線なども改修工事に向けた取り組みが行われています。下水道事業は、接続率の向上が課題となっており、個別訪問により接続を勧奨しましたが、接続率はわずかの上昇にとどまりました。また、未供用地区については、意向調査を実施し、その結果、現状では新たに区域の拡張は行わないという方針にまとめたところであります。防災・防犯対策では、小型動力ポンプ1基、小型動力ポンプ積載車1台、防火水槽1基を整備し消防力の向上を図りました。また、住宅火災からの逃げ遅れを防ぐために、高齢者住宅用火災警報器購入費助成事業を継続しました。防犯灯は地区要望を踏まえ81基設置しました。

第6は、「町有財産の有効活用」についてであります。公共施設の多くは建設から相当経過し、今後、大規模な修繕に迫られると予想され、維持管理費用の削減も課題となっていることから、公共施設の長期修繕計画を作成するための制度化、システム化の作業に着手したところであります。未利用町有地については、2件譲渡処分し、更に、改めて処分可能な資産の洗い出しを行ったところであります。宅造事業の岩本団地は、定期借地権設定による販売を可能にする等の対策を講じました。

第7は、「住民との協働等」についてであります。町は平成17年に「三春町町民自治基本条例」を制定し、町民・議会・行政による協働のまちづくりに、より一層取り組んでいるところであります。協働のまちづくりには、情報の共有と共通認識に立った合意形成が基本であります。このことから、各地区まちづくり協会との連携をより強化し、積極的なまちづくり協会に対しより充実した支援を行うとともに、今後とも出前懇談会の積極的な開催等に努めて参ります。

次は、平成21年度決算の概要についてであります。

歳入ベースで申し上げますと、一般会計は94億8,391万円の予算に対し、決算が95億3,078万円でありました。国民健康保険特別会計等5事業の特別会計は、32億7,573万円予算に対し、決算が33億3,203万円でありました。また、病院事業、水道事業など4企業会計は19億8,730万円の予算に対し、決算が21億4,391万円でありま

した。

次は「町債」についてであります。

町債の21年度末借入残高は、一般会計が96億1,932万円で、前年度比6億4,330万円の減と着実に減少しました。また、水道事業など企業会計の借入残高は48億6,447万円で前年度比1億6,179万円の減となりました。

次は、「財政状況を示す指標」についてであります。経常収支比率89.7%、実質公債費比率18.4%、将来負担比率150.4%といずれの比率とも、前年度より改善されましたが、県内の自治体の中では下位の方でありますので、今後とも財政の健全化に努めて参ります。

次は決算の総括であります。平成21年度決算を総括しますと、厳しい財政状況の下、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、更なる町民の福祉向上を目指し取り組み、計画した事務事業は順調に実施でき、安心・安全なまちづくり、住んでいることに喜びを感じるまちづくりを着実に推進することができたと考えております。

改めて議会をはじめ、町民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本定例会に提案いたしました、「工事請負契約」をはじめ、「人事案件」、「補正予算」などの議案説明につきましては、別添議案説明書のとおりであります。特に、補正予算には、子宮頸がんワクチンの助成、1歳から中学生までのインフルエンザワクチン接種への助成拡大に係る経費を計上しておりますので、審査のうえ全議案議決、同意、承認されますようお願い申し上げます、平成21年度決算の概要と議案の説明といたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、「議案第45号 町単独事業町道平沢白石作1号線道路改良工事請負契約について」から「議案第64号 平成21年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第45号、「町単独事業町道平沢白石作1号線道路改良工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第46号、「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第47号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第48号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第49号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第50号、「平成22年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案51号、「平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第52号、「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第53号、「平成22年度三春町老人保健特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第54号、「平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第55号、「平成21年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第56号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第57号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第58号、「平成21年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第59号、「平成21年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第60号、「平成21年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第61号、「平成21年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第62号、「平成21年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第63号、「平成21年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第64号、「平成21年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

.....・・ 監 査 報 告 ・・.....

○議長 日程第7により、監査報告について。

監査委員から、平成21年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

野口代表監査委員！

○野口代表監査委員 平成21年度、各会計の決算審査について報告いたします。本件につきましては、別途、意見書を提出いたしておりますので若干の捕捉を行いながら報告とさせていただきます。

監査委員は、私、野口と渡辺泰譽委員でございます。審査の期間は、平成22年8月2日から6日までの5日間で審査を行ったところでございます。審査の対象といたしまして、平成21年度三春町一般会計決算から、11番の平成21年度三春町病院事業会計決算まで計11件について審査を行ったところでございます。

審査の方法についてでありますけれども、予め町長から提出されました、平成21年度の一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出の決算事項別明細書、それから実質収支に関する調書等々の調書の提出を受けて、関係法令に準拠して作成をしているかどうか。計数は正確であるか。予算の執行は、法令に準拠して、適正かつ効率的であるか。財政の運営は適正であるか。財産の管理は適正であるか。基金の運用は適正であるか。これらを中心に重点をおきまして、別に例月出納検査も実施いたしておりますので合わせて審査を実施したところでございます。

結論を先に申し上げます、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠

書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認めたところでございます。

次に、審査の概要について個別的に申し上げたいと思います。

第1は、一般会計でございます。一般会計の財政収支状況は、別表に載せておきましたけれども、歳入総額9億3千77万5千円、それに対する歳出総額が9億2千616万6千円、形式の収支は、2億7千60万9千円でございます、実質収支は2億4千7百40万円であります。

それから、予算の執行状況でございますけれども、歳入の決算額は、予算現額に対して4千6百86万3千円の増でございます。予算現額に対しての収入率は100.5%であり、予算額よりも収納率がよかったということでございます。

一方、調定額に対する収入率でございますけれども、これは逆に98.0%で、調定額に達していなかったということでございます。また、収入が入らない収入未済額でございますけれども1億8千5百67万3千円に達しておりまして、20年度、前年度に比べますと7千44万8千円増えている結果でございます。

一方、歳出の決算額でございますけれども、予算現額に対し97.6%の支出をいたしております。その残は不用額として1億1千4百94万円という決算になっております。

次に、町債残高についてでございますが、只今、町長の方から決算の概要として報告があったとおり、対前年度6億4千3百30万円減することとなりまして、残額は9億61千9百32万3千円になるものでございます。

それから、財政の構造でございますけれども、いわゆる町税等の自主財源、一方、地方交付税に見られるよう依存財源、それぞれ別表にまとめておりますけれども、自主財源が約45.2%、依存財源が約54.8%でございます。

それから、歳出についての構成でございますけれども、これにつきましても別表に示しておりますけれども、前年度対比では、いわゆる人件費等について率が下がっております。詳細な率については別表を参照していただきたいと思います。

それから、財政構造の弾力性でございますけれども、これにつきましても、只今、町長の方から報告がございました。我々も同意見でございます、結果的には引き続きやはり財政運営に努力をしなければいけないということを申し上げておるところでございます。内容につきましては、ご覧をいただきたいと思います。

以上が一般会計についてでございます。

次は特別会計でございます。平成21年度の5つの特別会計のこれの決算、収支状況でございますけれども、国民健康保険特別会計以下4件のトータルは歳入総額3億3千2百3万円、これに対して歳出総額が3億1千9百58万4千円、差引額として1億3千6百44万6千円となるものでございます。

次に特別会計の一つひとつの内容でございますけれども、まず国民健康保険特別会計の決算収支状況は、別表に示しております。21年度の国民健康保険税における現年課税分の未納額、納まっていない額は4千1百10万2千円でございます。それに滞納繰越分を含めた未納額が、1億2千6百97万7千円となっております。それから、出る方でございますが保険給付費は1億2千7百98万3千円と前年度に比べて3千3百72万7千円増えております。この増えている状況につきましては、入院に係わる経費、それから調剤、いわゆる薬ですね、それに対する支出が増加しているということでございます。

また、後期高齢者支援金等は2億3千6百98万2千円、それから前期高齢者納付金等は

67万4千円となっております。また、老人保健拠出金でございますけれども8百92万1千円で対前年度で2千19万8千円でこれは減少をいたしております。介護納付金は9千3百22万4千円、前年度比で5百72万7千円でこれも減少をしているところでございます。

次に予算の執行状況でございますけれども、歳入決算額は予算現額に対し3千8百60万6千円の増収でございます。一方、歳出決算額につきましては、予算現額に対して98.6%の執行をしているところでございます。

それから、三春町後期高齢者医療特別会計でございますけれども、決算収支状況、予算の執行状況等につきましては、別途、資料をご覧頂きたいと思います。

次に、三春町老人保健特別会計の決算収支状況でございますけれども、別表のとおりでありますけれども、予算の執行状況につきましては、歳入の決算額は、予算現額に対して69万1千円の増収、予算額に対する収入率は105.3%となっております。それに対する歳出決算額でございますけれども予算現額に対しては98.8%の執行をいたしております。

次は介護保険特別会計の決算収支状況でございますけれども、執行状況について申し上げますと、歳入決算額は予算現額に対し1千8百31万5千円の増収、予算額に対する収入率を申し上げれば101.6%となっております。一方、歳出決算額は、予算額に対して95.7%の執行率となっております。不用額については5千29万7千円となっております。

次に三春町町営バス事業特別会計の決算収支状況、予算の執行状況についてでございますけれども別途資料の数字をご参照いただきたいと思います。年間のいわゆる予算額につきましては、ここ2、3年は同じ様な金額、同じ様な率を保っておるところでございます。

第3は公有財産の管理でございます。土地、建物、物件、有価証券、出資による権利につきましては、別表を参照いただきたいと思います。

第4は基金の状況であります。運用基金、積立基金、特別会計の残高につきましては、基金状況の表のとおりでございます。

第5は企業会計でございます。

その1は三春町水道事業会計でございます。給水人口、給水件数、普及率などの事業の状況については、別途、資料をご参照いただきたいと思います。収支の状況でございますけれども、別表のとおり、事業収入は3億2千2百50万9千円でございます。それに対する事業費用でございますけれども3億2千1百57万8千円、差引きますと93万1千円の黒字経営であったということでございます。次に、資本的収入及び支出でございますけれども、収入は総額で1億9千3百58万1千円、支出につきましては総額で3億1千6百50万1千円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2千2百92万円でございますけれども、これにつきましては現年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしておるところでございます。次に、会計状況のうち、企業債、他会計長期借入金の借入及び償還状況につきましては、別表にまとめておきましたのでご参照いただきたいと思います。次に、利益剰余金についてでございます。先ほど申し上げましたように本年度は、21年度は純利益が93万円ございました。前年度からの繰越利益剰余金3千5百15万2千円を合わせますと、未処分利益剰余金は3千6百8万2千円となるところでございます。次に財産管理でございますけれども、有形固定資産、無形固定資産それぞれ別表のとおりでございます。

企業会計のその2は、三春町下水道事業等会計でございます。公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の状況については、別表にまとめておいたところでございます。

収支の状況でございますけれども、各事業ごとに別表を作成いたしております。3事業合わせまして全体の収入が2億1千79万2千円でございます。これに対して全事業の費用として、2億4千4百87万8千円でございます。トータルは3千4百8万6千円の損失計上でございます。ただ個別排水処理事業、これについては19万円のプラスということになっております。次に、資本的収入及び支出でございますけれども、3事業全体で見ますと、収入は総額6億6千2百30万9千円、それに対する支出でございますけれども4億9百56万4千円となっております。また、企業債等につきましては、借入状況、償還状況等は別表にまとめておいたところでございます。次に財産管理でございますけれども、有形固定資産、投資について別表に記載のとおりでございます。

その3は、三春町宅地造成事業会計でございます。事業の状況は別表にまとめておいたところでございますが、平成21年度は分譲渡実績はございませんでした。したがって収入は123万円、一方、支出は6百16万7千円で4百93万7千円の損失を計上いたしております。

その4は、三春町病院事業会計でございます。ちょっと利用状況を申し上げますと21年度の入院に係る病院の年間利用者数は2万2千6百51人、率にしますと平成20年度より34.4%増加をしている数字でございます。また外来関係でございますけれども、延利用者数は3万6千2百39人で昨年より12.4%増加している状況でございます。この増加の原因と申しますか、理由と申しますか、病院に置きまして約40床で、回復期のリハビリテーションの運用を開始して、利用に供したということが主な要因ではないかと考えておるところでございます。それから、収支の状況でございますが、収入は総額で8百85万円、支出については総額9千7百49万4千円となっております。なお、利用料金制を採用しておりますので、本会計においては、病院事業に係わる直接の医業収益あるいは医業費用の発生はないところでございます。それから、資本的収入及び資本的費用についてでございますが、収入は7億2千4百6万8千円、一方支出は7億3千1百50万円となっております。また、他の会計長期借入金、これにつきましては福島県病院施設等整備支援交付金が平成21年度に全額交付されておりますので、借入金の返済に充てたことから、21年度で全額償還をおこなっております。なお、交付金の残額を三春町病院事業基金に積み立てを行っておるところでございます。なお、本会計におきましては、損失が8千8百64万3千円となっております。翌年度繰越欠損金は8千7百93万9千円となるものでございます。次に財産管理でございますけれども、有形、無形固定資産につきましては、別表に示したとおりでございます。

以上、ちょっと速めにご説明を申し上げたところでございますが、なお、意見書の末尾にですね、監査を行った後の監査委員の意見を結びとして添付をいたしております。また、各会計地方債等残高一覧表についても付けておきました。それから、債務負担行為額、地方交付税等の推移についてもお付けをいたしておりますのでご報告をさせていただいたところでございます。以上が決算の報告でございます。

……………・・ 議案の委員会付託 ・……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第45号から議案第64号まで」は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

……………・陳情事件の委員会付託……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに、いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

……………・報 告 事 項……………

○議長 日程第10、報告事項について。

報告第4号、平成21年度財政の健全化判断比率等の報告について。

報告第5号、平成21年度三春町第三セクターの経営状況報告について。

町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承願います。

……………・議長の特別委員会委員の辞任……………

○議長 ここで暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせいたします。

○副議長 副議長の柳沼一男であります。それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

日程11により「議長の特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

本多議長から「議会運営における中立性並びに議長職責の遂行」の理由により、三春町町立学校再編等調査特別委員会の委員を辞職したいとの申出がありました。

なお、地方自治法第117条の規定により議長は議事に参与できないことを申し添えます。

それでは、お諮りいたします。

本案は申出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。よって「本多議長の三春町町立学校再編等調査特別委員会の委員の辞職」を許可することに決定いたしました。

○副議長 ここで暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせいたします。

……………・散 会 宣 言……………

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き再開をいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午前10時54分)

平成22年9月3日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

な し

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	原 毅	書記	近 内 信 二
---------	-----	----	---------

4、地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	橋 本 清 文	税 務 課 長	佐 久 間 收
保 健 福 祉 課 長	工 藤 浩 之	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 主 幹 兼 都 市 グ ル ー プ 長	滝 波 広 寿	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功
企 業 局 長	橋 本 良 孝		

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	橋 本 弘
職 務 代 理 者			
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	大石田 紘 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成22年9月3日（金曜日） 午前10時開会

第 1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、会議に先立ちご報告申し上げます。執行者側より、事業開催主催者のため深谷

信吾教育委員会委員長が欠席となり、代理として武地優子委員長職務代理者が出席する旨の届出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長　ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・一 般 質 問 ・……………

○議長　日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

14番渡邊勝雄君！14番質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君）　議長の許しを得ましたので通告しておきました事項について一般質問をいたします。初めに昨年10月より小学校6年生まで子育て支援医療費の助成を実施されました。また、この10月より中学3年生まで拡大実施されますことを議会で騒いできた一人として私は高く評価するものであります。ちなみに、県内59市町村で中学3年生まで医療費の助成をこの10月より実施する市町村は45市町村に達したと伺っております。

質問に移りたいと思います。公共施設のトイレについて端的に伺ってまいります。最近の住宅のトイレがほとんどが洋式化傾向にあるなかで、町民から公共施設トイレや集落で管理している集会所のトイレ等について問われた事がございます。近年は町民の生活スタイルや高齢化の進展を考慮し、公共施設のトイレを洋式便器に改修すべきと私は思うのであります。洋式便器の設置状況について伺いたいと思います。

次に利用者の多い各地区の交流館や体育館等のトイレを優先的に洋式便器に改修すべきと思います。公共施設のトイレ改修工事には多額の財政負担が伴うと素人ながら思うわけであります。3年、5年先を見据えた整備計画を進めなければと考えております。その上で役場内のトイレ改修を含めて公共施設のトイレ整備計画等について伺いたいと思います。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

村上財務課長！

○財務課長　それではお答えいたします。洋式便器の設置状況についてですが、小中学校、幼稚園、保育所の教育施設では368器の便器のうち洋式が102器、それから、まほら、体育館、地区交流館などの生涯学習施設では109器のうち62器、保健センター、福祉会館などの保健福祉施設では35器のうち32器、公園などの公衆トイレでは55器のうち5器、役場庁舎を含めその他の施設では53器のうち36器が洋式となっておりまして、洋式化の割合は、公衆トイレを除けば41%となっております。

次に、洋式化への取り組みについてですが、ご指摘のとおり、生活スタイルの変化や高齢化の進展を考慮すれば、洋式化は必要と認識しております。このため、最近では、城山公園をはじめ、沢石会館、御木沢地区公民館、各小中学校などで、逐次、洋式便器への改修を行ってきたところであります。今後の洋式への改修についてであります。現在、町では公共施設の適切な保全を目的として「公共施設長期修繕計画」の作成に取り組んでおります。この取り組みにおいては、町有施設のすべてについて修繕や改修が必要な箇所の把握、設備の経年調査などを行っており、調査をもとに、公共施設の適切な修繕時期を定めたいと考えております。この調査の中では、トイレの状況調査も含めて行っておりますので、各施設の修繕に

併せ便器の洋式化も一体的に取り組んで参りたいと考えております。ご理解をお願い致します。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） この度の教育委員会生涯学習課の中の報告にも地域の交流館の改修とか、また、体育館の整備とかいろいろたわれております。是非ともですね、交流館や体育館を優先的にとうたわれております。いつ頃とかとは申し上げませんが、是非その辺を考えたいなと思うわけでございます。

○議長 答弁は要りませんね。

○議長 第2の質問を許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 第2の質問を行います。三春滝桜、さくら湖観光、環境整備事業について伺っていきたくと思います。三春滝桜を中心とした県道沿いにポケットパーク、いわゆる環境をよくする小さな公園が整備されたことは評価するものでありますが、欲を言えばこのポケットパーク内に高齢者、障害者に配慮した公衆トイレの設置が必要ではないかと思うわけでございます。花見シーズンにはポケットパークや各地に仮設トイレで観光客に対応しておりますが、私は今年の4月18日、日曜日でしたが、狐田地内のポケットパークそこには仮設トイレもありますが、その一角で3時間観光案内といいますか、そこで立って状況をいろいろ、観光客、渋滞、いろいろ見てまいりました。道路は渋滞、仮設トイレの出入りも多く、高齢者や障害者には不便を来す光景を多く見る事ができたことであります。日本一の滝桜を見に来る高齢者や障害者の観光客が安心して利用できるこのポケットパーク内に公衆トイレを設置できたらばなと強く思ったわけでございます。公衆トイレの計画などについて伺ってきたいと思います。

次に、春は桜、夏は盆踊りと里の祭りやキャンプ、秋はもみじと、また、芋煮会など環境整備には事欠かない地域でございます。今年も8月には貝山地区の多目的グラウンドの一角でキャンプを張って親子ともども多くの方々が一夜を過ごした光景が見られました。さくら湖周辺には多くの景勝の地があります。三春滝桜、さくら湖を中心とした観光環境の整備は私は重要な課題だと思っております。その上でキャンプ場の設置を含めた総合的な整備計画等について伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 質問にお答えをいたします。

1点目のポケットパーク内への公衆トイレの設置であります。さくら湖周辺に設置されたポケットパークは5ヶ所ありますが、先ほどお話しのとおり滝桜シーズンの約1ヵ月間、仮設トイレを設置しております。さくら湖周辺には、公園等13ヶ所に常設トイレが設置されておりますが、桜シーズン以外は利用が少ないといった状況にございます。従いまして、通常では数的には不足している状況ではないため、ポケットパークに新たな公衆トイレを設置する必要性はないと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に2点目のキャンプ場の整備計画についてであります。近年のキャンプ場は、設備面や維持管理においてもしっかりと施設を整える必要があります。整備等に多大の費用を要するものと考えられます。現在、さくら湖周辺では、先ほどお話がありましたように貝山

多目的広場でのバーベキューや野外活動など日帰りデイキャンプ場というそうですが、そういった利用や自然観察ステーションでのテントの貸出やキャンプ場の提供等をしてしておりますが利用頻度は少なく、キャンプ等をしたいとの問合せも少ない状況であります。このようなことから、さくら湖周辺に新たなキャンプ場を整備する計画は現時点ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

初めに、子育て支援についてであります。私は3月定例会の一般質問において「幼児の保育と教育について」お尋ねいたしました。その中で『幼稚園に入れる保育所に入れる「お宅は親みんな家にいるから保育所には入れないよ」とかそういうことが現在あるのかどうか、ようするに保育所なり幼稚園なり町立であれば選べるのか』の質問に「幼稚園それから保育所の選択にかかわる問題だと思いますけれどもこれにつきましては、保護者の方のご希望によってそれぞれのニーズによって選択していただいているものというふうに考えております。」との答弁でありました。後日答弁者に確認をいたしましたところ、親が家にいる仕事をしていないなら保育所に入れることはできないということでした。常々町長は少子化のおり子は3人産んでほしいとっております。そこで子供3人産みました。ひとりは1年間母親が仕事を辞めて自分で見たいが上ふたりは保育所で預かってほしいと願っております。子育て支援の立場でも保育所に入れることはできないと言えるのでしょうか。お答え願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 4番議員の子育て支援に関連しての認可保育所への入所についてお答えいたします。

ご質問にあるようなご家庭は、ご苦労が多い状況にあると思われます。三春町は、子育て支援の充実を町政の大きな柱の一つとして取り組んでおりますが、この観点から、現時点で対応可能な方策として、母親の出産に伴う入所要件を、出産後3ヶ月以内としていることの大幅な緩和が考えられますので、今後、早急に検討を進めます。ご承知のとおり、認可保育所への入所につきましては、厚生労働省が入所基準をはじめ、多くの通達、通知を発しています。さらに、幼稚園と保育所の垣根を取り払うことなど、大きな制度の見直しに取り組んでいると聞き及んでおります。保育所等における保育の実施は、子育て支援の大きな要素であります。国の動向などを見極めつつ、そのあり方についての検討を継続し、いろいろご意見をいただき、着実に子育て支援を充実してまいりたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 今の答弁では、今後、緩和の検討をしていきたいということですが、更なる国の幼保一元化の問題も含めて国の動向もということでもありますので、いずれにしろ2、3年後になるのかなというくらいがするのであります。私は出来るだけ早めにやっぱりするべきではないか、それがやっぱり少子化対策の最たる子育て支援、まして私が申し

上げたいのは自分の子供を母親が1年間、自分の母乳で育てたい、そういう願いで仕事を辞めてまでその子供を育てる。しかし、上に2歳なり3歳の子供がいてとてもじゃないが大変だとその子供を預けてくれと、切なる願いであると私は思います。ところが、今のある意味では、決まりでいえば仕事をしていなければとにかくだめ、仕事をしなさいそうしたら預かる。簡単に言えばそういう決まりなんです。私はやっぱり自分の子供を自分が育てたいという願いが優先をすべきではないか。したがって、そういう親に対してりっぱな親だと私は言いたい。したがって、尚かつそういう母親に対して支援の手を何とかして一日でも早く差し伸べる対策を講じていく、それが町当局が今やるべきことではないかと考えておりますので、再度その決意の程をですねお聞きをしたい。なお、保育所入所についてでありますけれども簡単にいえば保護者の方が仕事や病気、その他の事情により家庭での保育ができない場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設。こういうふうに出ているわけでありまして、今言いました中にその他の事情によりということが、このその他の事情によりというのをどういうふうに捉えて、現在その他の理由でもって入られている幼児がどれだけいるのか。21年度の事務報告書においては、その他については15名、第一保育所15名ということで報告がなされております。ただ、その他といっても私まったく、具体的にその他にもいろいろあると思うんです。このその他で対応できないものかとちょっと思いましたものですから、その辺も含めて答弁をよろしくお聞きをしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 考え方としましては4番議員と同感であります。ただ、認可保育所は厚生労働省のいろんな基準がございます。ただ、今おっしゃっている件につきましてはですね、町の方の見直しによってある程度、今までよりは緩和できるとこういうことが分かりましたので、最大限、町でできる方策を見つねながらですね、積極的に取り組んでいきたいというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 大内教育次長！

○教育次長 最後に質疑のありましたその他の件でございますけれども、町の保育所の実施基準によりますと、いわゆる休職中という表現なんですけれどもそういった分類に当たると考えております。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 今の町長の答弁で止めようかなと思ったんですけれども課長の答弁がありましたので、その他休職中という今言葉を使いました。休職中というのは一つは考えられるのは育児休職、仕事をやっている育児休職を取る。しかし、育児休職を取った時は母親は、父親でもよいが、母親が取ったとすれば母親が家に居るんですね、そして、仮に生まれたばかりの子をみる。ところが2歳、3歳の子供はいままで保育所に預けているからそのままという形を言っているのか、仮にそうだとすれば家に居ることに変わりはないのではないのか。また、休職中ということ、単に育児休職でなくて休職中ということは同じことではないのか。ただ、今まで仕事を持っている、休職中で休職中だからそのうち仕事に入るということがあっても、実際仕事を辞めて子供を育てたい。しかし、1歳になれば保育所に預けてまた仕事をしたいとどこが違うのか。言葉そのものの意味は違いますが現状的にはまっ

たく変わりはないだろうと思いますので、その辺も含めて先ほどの町長答弁で対応をお願いしたい。よろしく願いをしたい。違うとすれば答弁をしていただきたい。違くなければ答弁なしでも結構でございます。

○議長 整理をして答弁をお願いします。

大内教育次長！

○教育次長 大変失礼しました。厚生労働省の基準によりますとどちらも、職を求める方もそれから育児休業も保育所に子供さんを預けられることに原則的になっております。以上でございます。

○議長 第2の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 観光協会についてお尋ねいたします。

まず第1に観光協会と町との関係についてであります。時々町民の方から観光協会って何課何ですかと聞かれる時があります。役場内にあるのと職員がいたからなんだろうと思いますが、まだまだ多くの方が観光協会は役場のひとつの部署だと思っているようですので分かりやすく説明願います。

第2に観光協会とJTBとの関係についてお尋ねいたします。

第3に今まで観光協会に町の職員を送っていた理由と今回戻したことについてご説明願います。

第4に広報みはるに滝桜観桜料収支について記載があり、4,799万円は観光協会へ滝桜指定管理業務業務委託として支出されておりますが委託された業務内容と個々の金額についてお聞かせ願います。以上よろしくをお願いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。1点目、三春町と観光協会は、町の観光事業等につきまして、企画立案の段階から共に協議を行い、運営につきましても共に汗を流しながら実施をしております。言わば観光行政を進める上でのパートナーというふうに協力、補完の関係にあると認識をしております。

2点目、観光協会が滝桜の指定管理業務を実施するなかで、以前JTBに業務の一部を委託した実績がございます。JTBは周知のとおり、大手の旅行代理店であり、観光業務等についてさまざまなノウハウを有している企業でございます。それらを有効に活用し、蓄積したいとのことから業務を委託したものでございます。

3点目、観光協会の事務局は先ほどご指摘もありましたが、以前は商工会内に置かれておりました。町が観光行政を進めてゆく上で観光協会の充実、組織の強化が必要であるとの認識から、町、観光協会、商工会の協議によりまして、事務所を独立しまして役場建物の一角に移転をいたしました。その際、立ち上がりの支援としまして町職員を事務局長として研修派遣を行ったものであります。その後2年が経過いたしまして、プロパーの職員でも観光協会の業務が遂行できるという判断になったことから、職員の派遣を終了したものでございます。

4点目、観光協会への滝桜指定管理業務委託料、4,799万円につきましては、広報みはる9月号で訂正文を掲載させていただいたんですが、先月号8月号に掲載をいたしました数字に誤りがございました。正しくは4,109万円でございます。訂正の上お詫びを申し上げます。個々の委託業務の内容と金額の内訳でございますが、まず交通整理等

警備員配置約1,587万円、シャトルバス運行約147万円、案内誘導看板設置約212万円、清掃・ゴミ運搬等でございますが約127万円、仮設トイレ約297万円、仮設ハウス約68万円などとなっております。その他の費用として、電話案内の臨時職員賃金約113万円、関係者等への協力報償が約29万円、滝桜観桜料チケット等の印刷物需用費でございますが約293万円、PR広告料等の役務費これが約244万円、放送設備の借上げ等約54万円、水道・電気工事等が約573万円、諸経費としまして約365万円の支出となっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 第1点目なんですけれども、要するに町とのパートナー関係であるとかいうお話でした。そういうことでなく、簡単に公共性の団体なのか、要するに民間の団体なのか、町と縁が切れないでパートナー的な団体と言ってもどういう団体なのか、見えていないのが町民の目でありますので、いや民間の団体ですけれども町の観光行政やるについていまだまさに中心的にやってこられたんでパートナー的存在ということなんでよ、ということであればそういうふうにお答えを願いたいと思います。

次に観光協会とJTBとの関係で、いろんな意味で有効に活用したいということで昨年までということなんですけども、ちょっとはっと思ったのは有効に活用したいということで手を結んであっという間に手を切ったとかいうことはちょっとげせないんでその辺、今後、JTBから得るものはまったく無くなったということで切ったのか、なんかあの友好的にいろんなものをJTBから学んでいくという、もう学びきったのか、何かその辺が言われている表現と捉える方の私の方がニュアンスが違っているかどうかお尋ねをしたい。

あと広報9月で訂正をしたということなんですけれども、訂正をしたのは端的に言えばどれが抜けていたのか、要するに抜けていたということでなくて、4,700万円から4,100万円ということで減った訳ですから多く計算を何かしていたのうだろうと思うんですけども、かなり大きな金額の誤りがあったのかな。ついでに当初の質問には掲げてなかったんですけども、今、広報の訂正があったということだったんで8月の広報、それから、9月になってから頂きました広報、ここに訂正の金額が載っております。一つだけ確認できればしておきたいと思うんですけども、観光振興基金積立298万から426万に訂正とあります。最終的に観光振興積立は426万の積立をしたとかいう理解でよろしいのかなのか。以上お聞きをします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 1点目でございますが、町と観光協会の関係ということでございますが、現在観光協会につきましては、いわゆる財団法人等々の法人的な認可を取った団体ではございません。しかしながら、先ほどご指摘もありましたとおり町の観光行政、観光事業を進めていく上での非常に重要な団体であるというふうに認識をしております。公共性の高い団体ではないのかなというふうに理解をしております。

それから、2点目、JTBのいわゆるノウハウといいますか、どういうふうに蓄積して終わったんだというふうなご指摘でございます。今までJTBさんとの業務委託の中身というのは、何年かあったというふうに伺っております。例えば、以前ですと協力金の徴収関係に

についての業務、当然それに伴いますお客様対応であったり、クレーム処理であったり、そういったもののいわゆるノウハウ、あるいは現金の管理こういったことも一定のノウハウを持っていたと。それから、観光PRといったしましての情報の発信能力と言いましょか、そういったものも当然ノウハウとしてお持ちであったということだと思います。これらこれまでの業務の中で共に業務を観光協会が行っていく中で一定のノウハウの蓄積が観光協会の方にもできたというふうなこともございます。今後につきましては、まだ分かりませんが現時点で22年度につきましてはJTBさんに業務をお願いすることは無かったというようなことでございます。

それから、3点目の広報への訂正でございます。大変申し訳ございません。ご質問のありました観光振興基金の積立でございます。当初、298万円という数字をお示し申し上げましたが、これが誤りで426万円の振興基金への積立であったというふうにご理解いただきたいと思ひます。以上です。

失礼いたしました。3点目の中で4,799万円から4,109万円に金額が減った中身ということでございますが、同じ様に滝桜の周辺施設の維持管理費、それから、今ほど申しました観光振興基金への積立金、これの費用の振り分けに誤りがあったということでございます。したがいまして、600万ほど減っておりますが、それが、観光振興基金の方で約130万、それから周辺施設の維持管理の方で約500万ほど増えたというふうにご理解いただければと思ひます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 今の答弁で一言あれなんですけれども、JTBとの関係、それなりに得るものもあつただろうと思ひんですけれども、本年は契約はまったくしていない。そこで、課長の言葉なんですけれども「今後分からない」とこういう表現をしております。実際、聞く所によりますと観光協会にJTBの職員を雇用したと、こういう話を聞いております。したがって、その関係もいろいろあつてJTBとの契約については今年はなかったのかな。そういうような話もちこちから出ているようであります。私もそうなのかなと思ひていたんですけれども、今後、JTBと契約をするということであれば、仮に事務局の主要なポストを元JTBの職員が担うということであれば、いろんな点で疑惑を生じる。契約の透明度、それから、契約金額の問題なり、いろんな意味で疑われてくるということになるんではないかというきらいなんです。その辺については、町として指導も含めて、仮にそういう契約にJTBさんが入られてくる場合にですね、きちとした対応をなされていくということになるだろうと思ひんですけれども、その辺についてだけお聞きをしておきたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 観光協会が観光事業につきまして様々な業務、仕事を発注する際には、当然、極力経費の削減を行いながらやるというのが基本でございますので、JTBに限らずとも見積り合せ等々を採用して、公正明確な形での契約を進め行くように町としても指導してまいりたいと思ひております。

○議長 13番佐藤一八君！質問席に登壇願ひます。

質問を許します。

○13番（佐藤一八君） 先に通告いたしました事項について質問させていただきます。

個別所得補償モデル対策についてであります。昨年、国会が政権交代され何かにおいても各省庁等での事業仕分け対象となり、予定されていた事業の見直し、交付金や補助金までもが減額傾向であります。今まで取り組んでいた中山間地等直接支払制度は2期10年間での取り組みで21年度末で一応終了いたしました。また、事業内容が同じ様なもので農地・水・環境保全向上対策があり、これらの取り組みについては三春町での参加はないと思いますがどうでしょうか。中山間地等直接支払制度については、以前と同じ方法で更に5年間再延長され、仕組みについても維持されるようであります。このような制度を活用して農業に発展を起し行うことは大変良いことではないでしょうか。高齢化を迎える今日、農業に従事されている方々の大半は高齢者であり、また、農業だけでの生計は大変ではないでしょうか。今回、新たな制度が4月1日から個別所得補償モデル対策として受付開始され、この対策は米の生産調整を達成しなくても米以外の作物等、水田で作付けして販売すると面積に応じ、交付金が支払われる。これらは、水田利活用自給力向上事業だけに我が町での取り組みはどうだったのか。7月の全員協議会での報告によると申請書の配付状況から見ると配布農家数1,113戸、未配付農家数203戸、合計1,316戸であり、申請書の回収状況ですと申請済み258戸、両事業申請は67戸、米個別補償モデル事業のみ113戸、水田利活用自給力向上事業のみ申請は78戸、申請なし231戸、不明71、未回収553戸で合計1,113戸である。加入率からすると23.2%、全農家申請率で19.6%のようです。この報告後、多少変動されているかもしれませんが、全体から見ると参加者がやや少なかったのではないかと思います。町当局での説明は十分だったのか、についてお伺いします。

2点目、農林水産省は8月24日に2011年度本格実施する予定農家への個別所得補償制度の概要を農水省部門会議に正式に提示されたとの新聞報道で知りました。米、麦、大豆であったが新たに畑作で6品目が追加、今回からは畑作物は数量払いを基本に面積払い併用され、個別所得補償制度は米、麦、大豆、てんさい、てんさいというのはちょっと私も分かりませんが砂糖大根だと思います。でんぷん粉用ばれいしょ、そば、なたねが対象品目ごとに生産数量目標に従って生産販売農家と集落営農を支援する。畑作物の所得補償は農家の単収増や品質向上の努力を促すため、数量払いを基本とし面積払いを併用する。当年産の作付面積に対し10a当たり15,000円を支払うとのことであります。支払いは面積払いを交付後、対象作物の販売数量が判明した段階で数量払いの額を確保し面積払いを超えた分を補てんするとのこと。なお、面積払いの対象は集団で農業に取り組む農業者とするようです。農家にとっては規模拡大されたことで耕作放棄地や荒地の解消に向け、取り組むことができます。農家や代表者への説明を十分行って希望を持てる農業対策が重要と考えられます。今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 13番議員の1点目についてお答えをいたします。

コメ戸別所得補償モデル対策は、平成23年度から実施が予定される個々の農作物の所得補償制度に先駆け、本年度より取り組むこととなった、国の新たな農業政策であります。自給率の向上を主目的に掲げるこの対策の骨格は、全国的なコメの生産費及び販売価格の調査に基づき、恒常的に不足している生産費を国が補填するというコメ戸別所得補償モデル事業

と、水田において主食用米以外の農作物、つまり飼料用米や米粉用米、麦、大豆、野菜など転作作物の作付けについて、作物の種類や面積に応じ、国が助成金を交付する水田利活用自給力向上事業の二つの事業を柱としております。いずれも、国が農家に直接交付金を支払うところですが、これまでと大きく変わった点であります。実施に際しましては、新旧の農事組合長会議などで延べ4度の説明会を行ったほか、本年1月から5月までに、14集落において説明会を開催いたしました。その際、制度の骨格が段階的に固まっていったことから、国から逐次配布された資料を用いて説明を行ったところであります。しかしながら、加入申請書等の書類が遅れて示されたことや、特にコメ戸別所得補償モデル事業では、3年以内に調整水田や自己保全管理水田など不作付け地の解消を求められたことから、農家の方々の抵抗感が強く、この時点では十分に理解が得られない状況でありました。このため、加入申請書が提出され始めた6月以降も、提出者に対して加入申請内容の確認を行い、未提出者については電話連絡による加入促進に努めたところであります。本年度のコメ戸別所得補償対策への加入申請は6月30日を以って締め切られて、三春町においては、加入対象となる1,113戸の農家のうち280戸の加入申請があり、このうち水田利活用自給力向上事業については49戸の申請となっております。水田利活用自給力向上事業において求められる作付作物は、家畜用の自給飼料を除いて、自給力の向上に直結するよう販売を目的とするものでなければなりません。もともと三春町のような山あいにある水田においては、十分な水きりが困難なため、高品質な麦・大豆を生産し出荷できる農家は数多くありません。これまで40年近く奨励金を交付してきた水稻の生産調整においても、地域として大規模に作物転換を果たすことができなかったのは周知のとおりであります。

2点目、このほど明らかとなった平成23年度の戸別所得補償対象品目は、コメのほかに畑作物としての麦、大豆、てんさい、でんぷん用ばれいしょ、そば、なたねとなっており、現在のところ酪農や畜産は含まれておりません。水田利活用自給力向上事業に相当する部分の詳細も不明なままであります。一方、注目すべきは個別経営に対し交付金を支払う潮流にあって、集落での共同活動や環境保全への交付金支払が検討されているところであります。今後の戸別所得補償対策においても、飼料米などの新規需要米と、畑では、そばやなたねの作付け拡大に大いに期待しているところであり、同時に各集落において、営農の中心的な役割を果たす農業者の組織づくりを支援していくことができる安定した施策となるよう望んでおります。今後も新たな農業施策が示されることが予想されます。町としましては、国の動向に注目しつつ、県や農協などと連携し、集落営農の確立や企業の農業参入など、新たな農業経営体の可能性を集落ごとに提案し、水田は水田として、畑は畑として十分に農地が活用される取り組みをとおり、農業・農村の振興を図って参ります。特に農家等への周知につきましては、農事組合組織だけに限らず、あらゆる機会、組織の協力を得て施策への理解が深まるよう努めて参りますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤一八君！

○13番（佐藤一八君） 只今、町長より答弁がございましたが、農事組合長4回ほど説明会あったと、その外、集落ごとに14回やったということでございますが、それにしてもですね私が言いたいのは、未回収が未回収ですよ、申請書を出して未回収。その553戸あったということは非常に理解されていなかったのか。また、このフォローが足りなかったかなというふうに私感じたものですから、そのことを質問に立った訳でございます。これらを

すね、これから別に新たな畑作のものもございますのでこれらをです、しっかりと浸透されて説明をして、少しでも農家の利益になるような方策が私は必要ではないかと思ったものですから質問させていただきました。その辺の見解をお聞きして終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 議員もご承知のとおりですね、農業の基本は適地適作なんです。乾かない田んぼに畑作物を作っても良い物はできない。苦勞するばかり。そのことがですね、三春町のような中山間地で、長年今まで転作を進めて来ても転作できなくて来たということが言われのはその辺にあると思っております。ただ、今回ですね、水田は水田、畑は畑としての利活用を考えれば今までとは違う面が必ず出てくるだろうとこういうふうに思っております。ただ、高齢者が大半の農業従事者である現実を考えた場合にですね、町は先ほど申し上げましたように、やはり遊休農地の活用を考えた場合に企業の農業への参入も併せて進めているとこういうことでありますので、今後、農業には力を入れて行きたいと考えておりますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長 12番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 議長の許可により先に通告した3つの質問についてお願いいたします。

初めに今年の滝桜は二、三分咲きの状態から更にですね、満開になってから雪が降ったりいたしました。雪対策としてですね、滝桜周辺あるいはその道路、バスの発着所のグラウンドのですね、町営グラウンドの整備などにですね、多くの町の職員が活躍したということも聞いて大変だったなと思っております。そのような中でですね、観桜料の収入が予算5,700万円に対して16日間の徴収期間で6,992万円、約7,000万円近い収入となりました。実に予算より1,300万円、また、平成18年から昨年までの4年間の協力金と駐車料を加算した4年間の平均年額が5,000万円でしたのでですね、例年に比べ2,000万円近い増収となり、自主財源としては大変喜ばしいことだったと思えます。しかし、一方ですね1人300円という観桜料、「高すぎるではないか」と「まだ花も咲いていないつぼみの状態で観桜料を取るのおかしいではないか」というような声も確かに聞かれております。これらはですね、次年度の課題になろうかなと思えます。観桜料の大まかな使途はですね、広報みはる8月号に掲載されておりました。それを見ると滝桜指定管理業務委託費として4,799万円と昨年の3,045万円、一昨年の3,100万円に比べですね、1,700万円前後も大幅な出増となっており、例年ですね、協力金と駐車料金の全体ですね、60%近くの支出割合だったのがですね、今年は70%近くとなっていたのでですね、ちょっと疑問に思っこの質問をしたしだい。しかしですね、先の4番議員の質問の内容、それから、1日に配られました広報9月号でですね、4,799万円はちょっと誤っていたということを再試算しますとですね、この指定管理業務委託費はですね、全体の60%ぐらいになりましたのでですね、そして、ちょっと積立金が少なかったかなということも感じておりましたけれども積立金のですね、増額もありましたので全体としては例年通りかなということをおもっております。出来ればですね、この指定管理業務に使ったですね、内訳の単価

とか金額をとというお願いをしてありますけども概要については4番議員の内容で概ね分かりました。ただですね、昨年がですね、3,045万、一昨年が3,100万円に比べてですね、やはり4,000万を越したということはですね、ちょっとそこいら辺どういう理由があったのかということですね、願えればと思います。またですね、使途の訂正というのは今回で2度目になっております。初回の平成18年にもですね、第1回の報告に訂正がございました。今年は、毎年7月号に掲載されるんですけども今年は8月号と1ヶ月遅れとなったのにですね、なぜこういう大きな誤りができたのか理由が分かれば説明願えればと思います。

それからですね、2番目といたしまして滝桜周辺ですね、維持管理費も今回の訂正で1,102万円から1,664万円と過去最大の金額となっておりますけれども、ここいら辺ですね、使途についても単価その他金額等が分かった教えていただきたいと思います。

3番目にですね、広報ではですね、滝桜を含めた町全体の観光PR費用としてですね、観光振興事業という名の費目がですね、742万円はあったと今回計上されておりますけども、その具体的な使途がどんなものであったか同様な形でご提示願えればと思います。その結果ですね、どのような効果があったのかということも具体的に伺いたいと思います。

それから4番目にですね、観光振興基金積立額はですね、現在累計どれくらいの金額になっているのか。今後、どの様に役立てるのか。具体的計画ですね。それから、通年型観光のためにですね、具体的な計画をどのようにその使途を考えているのか伺いたいと思っております。

5番目にですね、今年の滝桜ですね、指定管理業務委託先からJTBさんには何もお願いしなかったということです。これは先ほどの4番議員の質問ともだぶりますけれどもどの様な理由で中止したのかだぶりますけれどもお伺いしたいと思います。

それから最後にですね、6番目といたしまして滝桜指定管理業務委託は、いま観光協会が行っておりますけども制度的には管理委託制度なのか、指定管理者制度なのか、ちょっとこれ私も分からないのでですね、その制度の違いを含めてですね、ご説明願いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。先ほど4番議員の答弁の中でも申し上げましたが、広報みはる8月号に掲載しました滝桜観桜料の支出項目の金額に誤りがございました。重ねてお詫びを申し上げたいと思います。

ご質問の中でどういう理由により間違っただというふうなご指摘でございます。それぞれの項目に計上すべき数字を単純に計上ミスをしたというふうなことでございます。大変申し訳ございません。

1点目の滝桜の指定管理業務委託費の内訳、それから2点目の滝桜周辺施設などへの維持管理費、3点目の観光振興事業の具体的な内訳、それから前年度との比較等々、大変多岐に渡り細かなご質問の内容となっております。大変恐縮ではございますが、後日、別途お示しをさせて頂きたいというふうに考えておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

4点目、平成17年度から造成をいたしました観光振興基金、これの累計積立額は累計で申し上げますと3,466万8千円でございます。同じく累計の取崩し額は2,444万5千円でございます。従いまして現時点での基金の残高見込みでございますが1,022万3千円でございます。これまでも基金につきましては、その目的に沿いまして有効に活用をして参ったところでございます。通年型観光振興のための具体的な計画でございますが、現在

のところ、まだ具体的な計画の立案までは至ってはおりません。議会の皆様をはじめ、観光まちづくり連絡会や町民各位の幅広いご意見を伺いながら、具体的な計画の立案に向けて着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

5点目でございます。4番議員の答弁の中でも触れさせていただきましたが、滝桜観光対策業務の一部につきましてはJTBと連携の上取り組んだ経過がございます。そのメリットでございますが、情報発信力の強化、あるいは信頼度の向上、さらに観光全般についてのノウハウの活用、こういった事が挙げられるかと思えます。今年度につきましては、JTBに委託をした業務はございません。その理由といたしましては、繰り返しにはなるのですが観光協会、そちらにもそのノウハウがある程度蓄積がされてきたということによるものでございます。

最後でございますが、平成15年度の地方自治法の一部改正によりまして、町が設置いたします公の施設の管理運営、これにつきましては、従来の管理委託制度に代わり指定管理者制度が導入されたところでございます。指定管理者制度では、民間事業者でも施設管理ができるということになっており、民間経営の発想やノウハウを取り入れることによりまして、住民サービスの向上や行政コストの縮減が期待できるというものでございます。町は観光協会を議会の議決を頂きまして指定管理者として指定をし、協定を締結し、滝桜の業務委託をしているところでございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 先ほどの細かい数字は後日ということでございますので、今回の議会の最終の日でも頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。

今の答弁の中で関連してちょっと私の考えをちょっと述べさせていくつかお尋ねしたいと思います。

まずですね、滝桜というのはそもそも、確か大正時代にですね、国の天然記念物に指定されているわけなんですけれども、国の天然記念物に指定されると国から何かお金、要するに管理費的なお金が来るのでしょうか。それとも、まったくですね、地元任せでやれというのでしょうか。それが分かればお願いいたします。

それから、観光振興基金の現在の残高分かりました。参考にですね、ちょっと教えて頂きたいんですけども、滝桜の剪定管理をですね、確か昨年何月だかちょっと忘れちゃったけれども滝桜はじまって以来ですね、凄いパイプを組んで管理した事がございましたけれども、ここいら辺にもですね、相当な金額を使っているのかなと思っております。そこいら辺ですね、唐突なんでちょっと金額分かんないかもしれませんが、もし分かればですね、教えて頂きたいのと、あのパイプでやったのがですね、ああいうふうに非常に管理するたんびにですよ、お金が掛かってんだよということをですね、お客様にPRできれば良かったかなと、滝桜の今回ちょっとこの春見に行ったら、そういう何か大々的なパネルがちょっとなかったんですけども、そういうことはしなかったのでしょうか。そこいら辺分かればと思います。

それからですね、今、この通年型観光の方針に対してですね、ちょっとまだ具体的にうんぬんという答弁がございました。実はですね、私、今回のこの質問に際してですね、この5年間のですね、議会報を全部見直しました。その結果ですね、この5年間で約20回前後の滝桜とか通年型観光への質問があるんですね、ちょっと古い話ですけども、5年前の平成17年のちょうど9月議会ですね、現在の10番議員さんがですね、鈴木新町長になって2

年目、要するに最初の半期の時ですね、「文化遺産や歴史を生かした市街観光、通年型観光、滞在型観光、そして足腰の強い観光振興で観光立町を目指すというふうに町長は方針を出しているけれどもどうなのか」という質問をされているんですね、町長はですね、「観光協会を中心に勉強会を立ち上げ町も参画しながら幅広い議論を図ってアクションプログラムをまとめたい」というふうに答弁をしております。最近ですね、今年の6月の議会で現在の4番議員がですね、「通年型観光は何ですか」という質問に対してですね、産業課長はですね、「一朝一夕にできるものではないので多くの皆様の知恵を諮りながら進めて行きたい。町、観光協会、商工会、町民が一体となった体制を作りたい」というふうに答弁しているんですね。この5年間にですね、お城山の整備とかダムサイトでのみじ山の創設とか、あるいは昨年ですか、議員さんで加わっている人もいますけども観光ボランティアガイドの会とか、いろんなそういうものが立ち上がってですねいることは大変喜ばしいかなと思いますけども、やはり今答弁のようにですね、通年型観光に関してちょっと大きな目標が定まっていないというのが残念なことだと思います。春の滝桜のシーズンはですね、大きな心配はないかなと思いますけどもそれを過ぎるとですね、町中が閑古鳥状態になってしまうのはご存知だと思います。ここでですね、質問なんですけれども、現在ですね、町、観光協会、商工会、そして町民が参加してですね、通年型観光を議論するような組織があるのでしょうか。これも議会報を見的过程中で分かったんですけども、観光まちづくり連絡会という組織名が出てきたんですね。これは平成18年1月から国や県、そして町内の代表で構成されていると書いてございましたけども、これは現在も活発に活動しているのかどうかということでございます。

それから町民の中にはですね、「観光に対していろいろ提案をしたいけれども、例年の行事をこなすのに手一杯という状況も知っているので中々そういうことも言い出せないんですよ」と言う方もおります。けどもですね、この4月から観光協会の事務局長さんがですね、町の職員の出向からですね、旅行、観光のですね、長年従事された方が着任されておりますし、また、臨時ではございますけれども新しい男性の職員もですね、採用されておりますので、相当今度はいろんな事を出来るのかなと期待している訳なんですけども、やはりこの通年型観光に関してですね、プロジェクトチーム的なものをですね、立ち上げて頂けないかなということを考えておりますので産業課長の考えを一つお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 まず、1点目でございますが、滝桜が天然記念物に指定されたことにより、国からの支援ということでございますが、例えば平成17年に雪害ということで滝桜の枝折れがございましたが、例えばそういった際に天然記念物の補修保存等に関してですね、国のお金をいただくということは可能であるというふうに理解しております。

それから2つ目の桜の過去に行いました剪定でございます。平成20年に枯枝剪定ということで議員のお指摘のとおり、足場を組みまして行っております。大変申し訳ございません。現在その金額はちょっと頭にはございません。ご了承いただきたいと思います。なお、「パイプを組み上げた姿というのはなかなか見られるものではない」PRをと言うようなお話でございます。写真等はございますのでそういったものは何かの折にお見せするような機会を作りたいなと思っております。

それから3点目でございますが、通年型観光を議論する組織というようにお話しでございま

す。先ほど答弁の中でもお話を申し上げました。今ほど議員さんの方からもございましたが、観光まちづくり連絡会でございます。様々な立場の皆様にご参画を頂いております。現在も組織としてございますので、この組織の皆様とですね、議論を深めてまいりたいというふうに考えております。ちなみに昨年の滝桜の観桜料を導入する際、それから滝桜についての様々な対策を立案する際にもこの観光まちづくり連絡会の中に特別委員会というものを作って頂きまして、その中で議論をした経緯がございます。

4点目のプロジェクトチームというような話もございます。今後、こういった皆様方とも協議の上、通年型観光につきましても着実に進め参りたいというふうに考えておりますのでご了解を頂きたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 今の答弁にもありましたとおりですね、ああいうふうに滝桜を凄く管理しているんだとPRをやって欲しかったかなと、これからもですね、機会がありますので是非そういう機会をですね、たくさん作って頂いてですね、ただお金をもらっているんじゃないよということをですね、もっともっとお客にPRをしてもらいたいなと思っております。ちょっとPRに関連してですね、過去にもちょっとお願いした経緯があるんですけども、再度ちょっとまたお願いさせて頂きたいと思います。お願いというか提案ですね。三春の観光をですね、広く知ってもらうのにですね、こういうDVDがあるんですね。これは私は4年前に歴史民俗資料館から千円で買いました。これは滝桜の他にですね、12項目に渡って約45分間の内容になっております。ただこの撮影がですね、昭和60年代の撮影なので至って画質が悪くて最近の大型テレビでは見るに堪えない画質ということで、今、歴史民俗資料館でも発売中止になっております。実はこれを前々から言っていた時ですね、今年3月、元生涯学習課長、この3月で定年になられましたけれども、この定年間際にですね「小林さん、小林さん、朗報だよ。小林さんが希望しているDVD今度作ることになった」ということをですね、おっしゃって退職されたんですけども、その後ちょっといろいろ聞いてみるとですね、やはりこのDVDはですね、作る計画はないようなんですね、これをご覧になった方が何人いるかちょっと分かりませんが素晴らしい内容です。これをですね、やっぱり広く、こういう滝桜以外にいろんな観光があるんだと知ってもらう媒体としてもですね、非常に有効ではないかなと思っております。これをですね、もちろん滝桜シーズンに販売、通年あちこちで販売、そして、まほらのウィンドースクリーン大きなディスプレイでですね、通年流しておいても大した費用は掛からないと思います。それから、滝桜シーズン以外、葉桜になっておりますけれども、昨日も私ちょっと寄りましたけれどもけっこう見に来ているですね。そういう方にですね、例えばあの近くにそういう装置を作って人が近づいたらディスプレイからこういう画像が流れるというのは技術的には難しくないのですね、観光振興基金もだいぶ貯まっているようなのでですね、是非こういうPR、要するに何かやっぱり、民間出身の私から見るとやはりPRが不足しているなと思っておりますのでこれに関してちょっと将来的な考えも含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 滝桜のPRも含めての三春町のPRをもっとというようなご指摘でございます。滝桜の先ほどの枯枝の剪定等につきましても町のホームページ等々でお知らせはしておりますが、まだまだ不十分なところがあるということであれば、一層PRに努めて参りたいというふうに考えております。

それから、三春町のPRのDVDというようなお話もございましたが、観光協会の方でもこういった情報ということは大切だということでPR用のですね、映像の制作を計画しております。そういったものも含めまして今後もっと三春町の観光PRが出来るように努めてまいりたいというふうに考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長 鈴木町長！

○町長 観光振興に大変熱心なご質問をいただきましたので、若干私の考えを申し上げたいと思います。町長になった時にですね、三春町の活性化の一つの方策として観光振興があるというふうに思っ取り上げてまいりました。ご承知のとおりですね、三春町は築城500年の歴史のある城下町であります。更にですね、桜に関しては三春町が直接PRしなくともマスコミのPRによって30万にも人が訪れる訳であります。つまり、春は完成品だと思っております。ただ、春のわずかなシーズンだけでいろんな観光事業を進めるというのには大変な無理があります。町内のお店屋さんと話をしてですね、わずかなシーズンの為に設備投資をするということだって不可能であります。ということはやはり通年型観光ですね、年間を通してお客さんを呼べる観光振興でないと思ったような活性化には繋がらないということからいろんな手を打ってまいりました。つまり、一つはですね、まず町民の皆さん方が観光に対する理解をして頂くと、つまり、他所から来たお客さんに対するもてなしの心、観光というのは非常に幅が広く奥が深いもんだと、こういうふうに感じておりましたので歴史民俗資料館学芸員を中心として春秋に三春町の研修会ですね、研修をいたしました。毎年やっているうちに研修を受けた人達が大変増えてまいりまして、自発的に観光ボランティアガイドの会の組織に繋がったということでもあります。それから、三春は春だけじゃないよ、秋もどうぞと言えるような基盤作りをしなくちゃならない。つまり、秋と言えどもみじですよね。今までもきれいなみじはたくさん有りますけれども、更にそれにプラスアップをしなければならない。それは一つはお城山の整備、なんと言っても城下町三春のシンボルでありますから、お城山を整備して桜やもみじで飾りたいなということ。それから、もう一つはダムサイトのもみじ山公園整備ですね。それから、いろんなイベントを通して多くの人達に三春町をPRしようという試み。先ほどの観光連絡会も滝桜観光を中心とした組織として出発はしたんですけれども、まち中観光についてもいろんなご意見を頂いてまいりました。そんなことでですね、一つひとつ基盤づくりですね、それに今まで一生懸命取り組んできたということでございます。ある日本で有名な観光地に行って聞いてきた話なんです、「20年掛かるよ」と言われてきました。はあと思って聞いてきたんですがね。しかし、何年掛かってでもですね、粘り強く三春町の特色、良さをPRしながらですね、町の活性化の一つとしての通年型観光を目指して行きたいという考え方が各まちづくり協会の皆さん方にもご理解を頂いて、夏はあじさいということでお城山にそれぞれボランティアであじさい植え等もやって頂いてきたということ、町民挙げて観光振興に対する機運が着実に盛り上がってきているなということを実感しているということでもあります。まだまだこれからであります、粘り強く町の活性化のために取り組んで行きたいという思いをしておりますので、

いろんなご意見、ご提案をよろしくお願いをしたいと思います。

○議長 第2の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 第2の質問に入る前にですね、今、町長から力強いご発言がありましたこと嬉しく思います。実は私は東京に生まれ育ちですね、神奈川からこちらへ転勤して来たんですけども、本当に三春というのは素晴らしい町だなと本当に実感しておりますので、是非ですね、私のようなよそ者だった人もですね、分かるような情報発信もよろしくお願いいたします。

それではですね、次の質問に移らせていただきます。次の質問は第6次長期計画の検証と見直しについてです。これに関しましては、今年の3月定例議会でも質問しておりますので今回で2回目となりますけれども、今般提出されました三春町監査委員からのですね、昨年21年度ですね、会計監査決算書の結びにもありますとおりですね、「第6次三春町長期計画の進行管理については、計画に対する達成度を示す目標年度及び目標数値等、具体的な定めがなく実績の確認が難しい。今後は各年次で検証ができるような方策を考えるべきである。」と記述されておりました。私も以前からそう考えておりましたので、議員になって初めての一般質問、平成19年の12月議会ですね、この長期計画の具体化について質問させていただきました。その時はですね、ちょっと残念ながら明解な答弁が得られなかったんですけども、「10年に渡る中間年度で検証して見直します」という答弁でございました。それではちょっと長すぎるのでせめて3年サイクル、前期、中期、後期、最後の1年を見直しの年としたらということも提言いたしましたけれども、それはならないままですね、今年はその中間年度となったわけなんですけども、それで、この3月議会ですね、答弁をちょっとまとめますと、185の事業の進行管理をですね、数値化できるものは行います。2番目に今年度より5ヶ年計画で始まったですね、福島県総合計画いきいき福島創造プランというのが福島県は今年度からスタートしておりますけども、それに整合させてですね、今まで計画を何回も作ってもできなかった地球温暖化対策実行計画も今年度内に作成しますという答弁をいただいております。3番目に検証と見直しはですね、通常の進行管理と並行して行いますという答弁もいただいております。4番目に全般的評価は三春町振興対策会議において協議するという答弁でございました。

既にですね、本年度も半ばに差し掛かっておりますので1番目にですね、監査委員からの年次検証ができるように方策を考えるべきとの指摘があるとおり、後半5年間のためのですね、内容を見直す必要があるかと思っておりますけど、どのような項目でどのような方法で見直す計画があるのか、あるいはもうこのままなのかということをお伺いします。

2番目に今年度中に作成すると約束されましたですね、温暖化防止対策実行計画、どの程度の進捗状況なのかということもちょっとお聞かせください。

3番目に中間検証結果をですね、どのような方法で町民に公表するのか。検討は進んでいると思いますけども、それらのですね、進行状況についても現状で分かった範囲でよろしくお願いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 第6次三春町長期計画の質問にお答えをいたします。1点目の見直しの方法についてでありますけど、現在、進行管理を行っている事業について、すでに完了した事業、実績が

順調な事業、取組みが遅れている事業などの検証を進めているところであります。この検証結果と今後の評価等を踏まえ、見直しが必要なものについては見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。なお、監査員さんの方からは、当然のことながら6次長計は理念、基本構想といったものですから数値目標等が定められていないため、なかなか進行管理が分かりにくいということでございますので、当然、進行管理表の作成方法も含めて見直しというものを考えているところでございます。

次に2点目の温暖化防止対策実行計画についてであります。今年度内の策定を目指しておりまして、現在、その基礎データとなる町関連施設の洗い出し、各種エネルギーの利用状況等についての現状把握を行っているところであります。今後、収集した資料に基づき、計画に取り込むべき内容等を精査して、関係各課との調整を図りながら、本計画書をまとめて参りたいと考えております。

次に第3点目の公表方法についてであります。現在、進めている、事業の検証結果や評価等を年度末までには、三春町振興対策審議会、また、議会全員協議会等で報告し、協議の中でご意見をいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 只今の副町長の答弁、一応理解いたしましたので、今年度末に向けてですね、よろしくお願いしたいと思います。これもですね、ちょっと私の私見になるかもしれませんが、この温暖化防止実行計画、これは非常に仰々しい名前なんですよ。こいうこともやることももちろん抜本的なことからやることも大切だと思いますけども、私なんかいつも感じるのはですね、前にもこれも言いましたけれども、役場を含めていろんな役場関係、幼稚園だ保育所だそういういろんな関係を歩くとですね、何でこの電気ついてるんだろうと人もいないのにというのが、いっぱい私、気が付く。私も民間出身ですから、とにかく不用な電気は消しなさいよというのが何十年も仕込まれてきたんですね、至近な例ですけれども全員協議会室もいつも光々と電気がついている。私はもったいないなと思っているのでよね。あれを徹底すれば相当費用の軽減できると思います。そこいら辺も含めてですね、つまらないかもしれませんが細かなですね、そういう積み重ね。ある市ではですね、全てのスイッチに「節電、不要な電気は消しましょう」と全部書いてあるんですね。こいうことやっているんだなということもある市で見してきましたけども、是非、そういう細かなことからですね、積み重ねていただくとエネルギー削減と同時にですね、経費の大きな削減になると思いますので、そういうことをですね、徹底していただきたいと思います。私もよくファミリーサポートのために旧公民館に行くんですけども、誰もいないのに廊下の電気がつけばなし。もったいないなと思って私こまめに消しているんですけども、こいうことの積み重ねをですね、よろしくお願いしたいと思いますけども、ご答弁お願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 今、議員さんおっしゃったように細かな積み重ね、そういったものが温暖化計画には大事なことだと思いますので新たなエネルギー政策のみならず、こいう部分についても計画の中に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 答弁は要りません。是非早めに具体化していただきたいと実行していただきたいと思います。以上です。

○議長 第3の質問を許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 最後の質問はですね、広報みはるについての広告でございます。

これも過去にちょっと質問したことがあるので、これも2回目になるかもしれませんが、8番議員がですね、財源としては一滴の水かもしれないけれども広報に広告を掲載してはという質問というか提言をですね、平成17年の12月議会に提言をされております。私はその当時、議員ではございませんでしたが、白河市では昭和50年代から広報に広告をたくさん載せている。その白河市の条例をもらってですね、三春町の方にもお渡しした記憶がございます。そういった経過を踏んでですね、平成18年5月号からですね、広報みはるに広告が掲載されようになりました。広告料はですね、全体の収入から見れば確かにわずかな金額だと思います。滝桜の協力金から見ればですね、ゴミみたいな金額かもしれませんが、その広告というのは私はですね、その収入もさることながら広報にいろんなお店の広告が出ると活性化に大変役立つのではないかと考えております。そんな事でちょっと過去の実績を調べますと平成18年の予算はですね、97万円に対しまして大小合わせて87コマの掲載があつてですね、収入は110万円で行きました。決してバカにならない金額じゃないかなと思っております。平成19年は、この110万の実績があつたんで、たぶん100万したんだと思うんですけども、19年は100万円の予算でですね、大小合わせて52コマに減ってしましまして、収入は76万円と大幅に減少しております。このためですね、平成20年の9月議会に広告をもっと増やしてはということで私は一般質問させていただきましたが、その時の答弁としてですね、「募集としてはPRやホームページの他に年度初めに商工会事務局にチラシを配付し随時、あるいは直接、訪問勧誘を実施し前向きに検討して行きます」と。財務課長もですね、「わずかであるけれども貴重な自主財源なので大切にしたい」との答弁で行きました。しかしですね、残念なことに実際には、平成20年度の予算は80万円に減額され、実収入は59コマで78万円。去年はですね、また更に予算が60万円に減額させられてですね、掲載数も52コマにまた減ってしまつてですね、収入は59万円。始めた時の約半分になってしまつてんですね。今年もですね、22年度の予算書を見ますと60万円の横ばいということになっております。2年前、「前向きに検討します」という答弁を頂いた訳なんですけども、残念ながらそうならないかなという感じでございます。したがって始めにですね、増やす努力がどうも感じられないと思っておりますので、本当にどういう対策を講じているのかなというのをお聞かせ願いたいと思います。

それから、2番目にですね、ホームページのバナー広告。これに関してはですね、「他の自治体の動向を勘案しながら慎重に検討する」との答弁でしたが、この2年間どういう検討をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。なお、バナー広告というのはですね、ちょっと分かりづらいので補足しますと、ホームページの画面の表紙に小さな枠があつて、そこに広告があつて、そこをクリックすると大きな画面が開いていろんな情報が取り出せるということで、広報の誌面のようなですね、小さな枠じゃないんですね、非常に大きな宣伝媒体と

なって現在広く利用されております。小野町のホームページを見ると、既に募集も始まっておりますので三春町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 只今のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目についてであります、「広報みはる」への広告掲載は、町民の皆さん等に広報誌に対してより一層関心を持っていただくことなども目的に導入いたしました。ご指摘のとおり、金額は、減少しておりますが、掲載業者件数につきましては、2年度以降横ばいから、今年度は、現在のところ増加に転じております。金額の減少は、年間契約の大口広告主の契約解消等が要因の一つであると考えられております。今後も、より一層町民の皆さんに親しまれる広報の紙面づくりに努めると共に、新規広告主の確保にも努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ご質問の2点目についてであります、ホームページのバナー広告を実施している市町村は、県内59市町村のうち10の市町村であります。その多くが、ある程度の規模があり広告需要の見込める市などが主であります。町では、町の広報の広告需要やリンク先管理などのセキュリティ上のリスクを勘案し、ホームページのバナー広告を、現在取り入れる考えはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。持ち時間1分でございますので、簡単明瞭にお願いいたします。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） ともかくですね、行政といえどもですね、よく町長がおっしゃる様にですね、民間感覚でですね、やはり前向きにやっていただきたいと思います。待っていたのでは絶対に来ないと思いますので、例えば、過去に依頼した広告主に電話するとか。それも、私も知っている人いますけども、「町から一回も来ないよ」と言っておりますので、多分やっていないのだろうと思いますね。そういうですね、やはり民間の感覚をですね、行政にも導入していただきたいと思います。後ですね、現在、1ヶ月単位の広告と、それから、1年単位の二通りしかないと思いますけども、ある人は隔月でやるといいなという人もおりますので、6回ですね、年6回の広告。そういう提案もしたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本課長！

○総務課長 今ですね、お話のあった件につきましては、私の方としては電話等をお願いしたりですね、来られた時にお願いしたりしているんですけども、より一層、それをですね、徹底してやって行きたいと思っておりますし、今、ご提案の件についても検討させていただきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。以上です。

○議長 ここで暫時休憩をいたします。なお再開は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………

（休憩午後12時01分）

（再開午後 1時00分）

…………… 再 開 ……………

○議長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長　6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君）　それでは、議長のお許しを得ましたので通告をしておきました事項についてお伺いいたします。

1つ目は、町民図書館の図書購入費と購入のあり方についてであります。今から20年以上前になりますか、ポストの数ほど文庫をとということで、文庫活動を始めた頃はとにかく本の数を増やすこと、町に図書館をといるころは、町の図書館がとにもかくにも出来たことが本当に良かったと思っておりました。蔵書についても、良い本が増えて行くことを願っていましたし、そうやって行ったと思っております。手持ちの事務報告書を見ると、ここ10数年、ほとんどが受け入れ冊数が2,500から3,000冊の間を行き来しながら増えていき、現在が89,000冊以上となり、市町村の蔵書数を見ても市を除くとベスト5に入り、しかも、三春の上にランクされている町村は原発の恩恵を受けるところとなっております。図書館が始まったころからの推移を考えると大変な頑張りがったと思います。ただ、これからはこれで良いのかということになると疑問を持つ町民も出て来ております。まず、購入費についてであります。県内図書館で一人当たりの図書費は、三春町は今現在6位に入っておりますし、それから、一人当たりの資料費は10位に入っております。要は上位に入っているということでもあります。一方、事務報告書の貸出冊数を見ると15年をピークに徐々に減って来て、21年は15年と比較しますと8,000冊以上減っています。町民の方から疑問として、三春の財政力指数20年度決算で0.47程度の町にしては購入費が多すぎるのではないかとということが上がって来ました。

また、購入の仕方についてであります。ある時、図書館で町民から図書購入のリクエストを受けているところにちょうど居合わせた時のこと、リクエストされた本がおそらくその人以外は読まないだろうと思われる実用書だったそうですが、その場ですぐ「分かりました」と要望を受け入れたらしく、そのような安易な受け入れ方でよいのだろうかということでした。現在の図書館も今の状態では蔵書も一杯になって来るのではないかと考えられますが、この様なリクエストの受け方では図書館のスペースを狭くしていくのではないのでしょうか。そういう心配もあります。やはり、選書ということも大事ではないかと考えますが、以上、図書の購入費と購入のあり方についてお伺いいたします。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長　第1の質問にお答えをいたします。

まず、図書購入費についてであります。平成21年度実績で428万2千円、町民1人当たり約234円でした。平成22年度予算は428万7千円で前年度とほぼ同額となっております。

次に、町民の要望に添っての購入についてであります。従前からの図書館の運営方針の中に、町民の要望に応えるための方策、さらに利用者サイドに立った図書館運営を掲げております。リクエストや予約などを通じて利用者の求めるものを的確に把握して提供できるよう努めております。町民からのリクエストがあった場合に、安易な購入を避けるため、今年度からは、まず、自館にないか確認すると共に他の図書館からの貸借対応が可能かどうか確認をし、次に、いずれも不可能であった時、初めて購入について検討しています。希望する

図書が当館の資料等収集方針に沿ったものか十分検討した上で、購入すべきかと判断しております。中には、収集方針にそぐわないものとして判断している事例もございます。図書の購入については、その方法などについて図書館協議会で協議しながら進めております。町民の方からいろいろなご意見をいただいておりますので、協議の上、改善に努めてまいりたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 図書の購入については、私の方でも納得させてもらいました。ただ、購入費の方なんですけれども、前年度とほぼ同じ状態ということだと思います。それで、先ほど話の中に出しました平成15年から去年の21年度までの比較した時に貸し出し冊数が8,000冊以上減っているというこの事実に対して、今まで通りの購入費で良いのかどうなのかその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 図書の購入費については、その金額が妥当なのか妥当でないのかは判断しきれない状態です。財政と協議しながら、担当課としてみれば町民に学習すべき資料として出来るだけ情報の提供をしたいと考えておりますが、近隣の町村を見たり、町の財政を見て、今後、判断してまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 購入費についてはこれから、他の市町村、その他を鑑みながらということで判断して行きたいということでした。それで、私は逆にこの質問の時に資料を見て、結局、貸出冊数が減ってきているということはやっぱり本を読む人が少なくなってきたのかなという感じを受けるので、逆にその減って行くということの方が私はちょっと心配な訳です。逆にどっちかと言ったら図書の普及の方に力を入れるというのも必要なのかなと思ったんです。今、図書館の方で布絵本の会とか、お話会とかいろいろやっているとありますが、そっちの方をもっと充実させて、そして、本を読む人の数を増やして行くということも考えられないのかなと思いましたので、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 それではお答えいたします。読書関係の基本方針に基づきまして、これからその様に行きたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

○議長 第2の質問を許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） それでは第2の質問に移ります。

町からの通知の遅配、誤配に対しての町の対応策についてお伺いいたします。先日、ある町民の方が来て世間話をしていましたが、遠慮がちに話を始めました。町からの通知が間違っていて他の人の家に配達されて困ったという話でした。近くの人が遠くへ出かけていて、1週間留守にしていたのを聞きましたが、帰って来たら直に一通の通知を持って来て、その人の家に間違っていて配達されていたと持って来たそうです。中を見たらある重要要件で行かなくて

はならない通知で、しかも、その期日が誤配中に来てしまっていたとのことでした。別件の話も聞きましたが、そちらも役場へ行って処理をしなければならなくなった話でした。それらの話から、これからも、また、こういうことがあると福祉関係等、人に知られたくない内容の通知が他に配達されると考えると不安でしょうがないとも話しました。この様な通知はもちろん、一般家庭にもありますが、社会的に弱い立場の方への通知が比較的多いと考えられますが不安、心配をさせない為にこれからの通知のあり方を考えるべきかと思われませんが、町の対応策についてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 只今のご質問についてであります、町です、現在、1件の誤配は確認しておりますが、対応といたしましては郵便局に対して、誤りのないよう申し入れをしたところでもあります。また、今後も町の文書については、郵便局の方をお願いすることになりますので引き続き誤りのないようお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今、町の方に届いているのは1件ということだったんですけども、同じ人から聞いた話でも2件あります。その他にも話は聞いておりますが、それを言っても、ここでどうのこうのではないのですが、やはりこういう申し入れがあるということは、非常に申し入れる方は不安な訳ですね。先ほども言いましたけれども、人に本当なら知られたくないような通知が、もし、他に行って、その人が親切な人でそのまんまもう一回配達先に連絡したり、それから、家が分かっているならそこにに入れてくれたりすればいいですけど、そうでなくて、すぐにゴミ箱等に捨てるかそういうことになった場合には紛失にもなってくる訳です。それでメール便とか、それから相手に届いたかどうかという確認とか、そういうふうなことまで考えるというそういうことは出来ないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 只今の再質問にお答えしたいと思います。郵便法の第4条で信書については郵便という定めもありますので、町としてはそれに沿って郵便でやっております。現在ですね、概数なんですけれども郵便でお願いしているのが約年間12万件であります。それから、信書以外については、今言われたメール便とか宅配もできますのでそれらも利用しながら、信書については決まり通り郵便でやっているというような実情でありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） それでは第3の質問に移ります。

我が町の所在不明者の現状と今後の対策についてお伺いいたします。このところ全国で所在不明者が大きなニュースになっています。我が町は小さな町で「隣は何をする人ぞ」では

なく「隣の人の隅から隅まで知っている」というような感じで自分の周りの人達のこと分かる町だと思っていましたので、「三春はどうなんだい」と聞かれても「三春は大丈夫だ」と笑いながら言っていました。しかし、ある集まりのお茶のみの席で、「ある人が居なくなって周りの人たちで探そうとしたら、家の人が大丈夫だからということでそのままになったけれどどうなっているのかな」とか8月28日の新聞に県内の戸籍が残る100歳以上の高齢者に我が町の数字を見て、決して対岸の火事ではなかった事が分かりました。更に独り暮らし高齢者、二人暮らしの人達の安否確認等には、民生員の人達が地道な活動で頑張っておられますが、家族と同居の部分の確認が報道で見ていると落とし穴になっているような気がします。我が町の所在不明者の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

○住民課長 ご質問の内容につきましては、住民票と戸籍のことがございますので、先ずその違いについて先にご説明させていただきます。

住民票については、住民基本台帳法に基づいて住民に関する異動等を記録整備しているものでございまして、おもに居住関係を証明するものであります。年金受給や運転免許証申請など広く利用されているものでございます。戸籍につきましては、民法、戸籍法に基づいて出生、それから婚姻、離婚、死亡、養子縁組等の人の身分関係を登録し公証するものでございます。死亡により相続が発生した場合等、身分関係の系譜として利用されているものでございます。お質しのことですが、三春町には、住民登録されている方、住民票ですね、100歳以上の方は6名おられます。この6名の人すべての所在を確認しており、実態としての所在不明者はございません。

お質しの所在不明者のことでございますが、これは戸籍上のこととなります。戸籍上の100歳以上の方は、三春町には28名おられます。最高齢者は117歳の女性となっております。そのうちの5名の方は三春町に本籍を持ちまして、先ほど申し上げた住民登録されている方でございまして、所在が確認されております。このほか3名の方については、町外に住所がありますことから、現在、住所地に住民登録の有無を照会し確認しているところでございます。残りの20名がですね、戸籍の附票に住所記載のないもの、あるいは、国外に住所を有しているものでございまして、所在不明者ということに該当になるかと思えます。戸籍登載事項については、一般的には届出により消除、いわゆる削除等を行います。100歳以上で関係者もいなく、生死及び所在について調査資料を得ることができない場合には、法務局の許可を得て高齢者消除をする場合もございます。なお、三春町では平成18年当時ですね、戸籍の電算化に伴いまして22名の方を高齢者消除したというふうな経緯がございます。今後の対策といたしましては、法務局と協議しながら適正な措置を講じてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁で大体の中身は分かって来ました。それで実際にこれは確認ですが、テレビや何かの報道で言っている年金の不正受給とかそういうふうないろんな問題が出ていますけれども、そういう問題については、三春町は一切心配ないということでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

○住民課長　現在のところ、犯罪等に結びつくような事はないというふうに確信しております。

○議長　再々質問があればこれを許します。
(ありませんの声あり)

○議長　第4の質問を許します。

日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君)　それでは第4の質問に入ります。

施策、それから事業のコラボレーションについてお伺いします。先々月に町政の中の高齢者対応についてということで話してもらいたいということが出まして、各課にお邪魔してどのような施策があるのか聞き取り調査させていただきました。保険福祉関係、その他事業として高齢者への対応があるかと、特別にそのような施策はないかとありましたが、その中で建設課に行った時のこと、高齢者対応として公営住宅単身入居資格ということがありましてそれだけということでしたが、その時に課長の方から道路の維持管理面でこれから県道事業の歩道の部分にシニアカー対応ができるかも知れないというお話をいただきました。他の課でうちの課は高齢者対応のものはありませんと一言で片付けられていた時に大変うれしい対応でした。建設課としての仕事として考えなくてもよい中で、交通安全のシニアカー対策を頭に入れてあり、これとコラボレートできるような考えを出してもらえたのが新鮮な思いでこれを受け取りました。今、桜川河川改修がかきょうに入っておりますが、改修後の川沿いの残地に水と花緑の景観の形成等のいろんな課題が出て来ております。これは、例えばですが、学校教育の中の理科教育、例えば3年生であったらば食物を育てようとか、植物の体を育てよう、花と身を育てようとか、それから、5年生の理科であれば植物の発芽と成長、花から身へとか、それから、社会科、私の町、みんなの町、学校の周り、日の様子、それから、川が美しい町京都などというような科目があります。そういうものと例えば河川改修後の水と花緑の景観の形成等というような事業、そういうものをコラボレートとして学校から出て花壇に花を植える時と同時に河川の残地にも植えてそれを町の人達と一緒に共同で観察して見るというものもどうなのかなと思っております。不況の中、町も頑張っていますが財政的には厳しい状態が続いております。人口の減少、高齢化、財源不足を考えるとボランティアとか協働だけでなく、各課の枠を超えて施策事業のコラボレーションというのを考えて見ても良いのかなと思いますが町の考えをお伺いいたします。

○議長　第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　6番議員の第4の質問にお答えいたします。

町ではこれまでに、行政組織の見直しを行うなど、縦割り型の係制を廃止してグループ制を導入し、行政組織力の強化に努めているところであります。また、町の主要課題、例えば、行財政改革においては、各課代表職員による「行財政改革大綱検討委員会」を組織しての意見交換、少子化対策事業においては、各課の意見を集約して事業実施するなど、随時、各課横の連携を図りながら対応しているところであります。協働によるまちづくりを進めるためには、町民の多様な要望や意見に応えられるよう、各課の専門性を発揮しながらも、各課の横断的な対応が必要であり、大事であると認識しております。特に、春の滝桜シーズンや秋まつりにおける対応については、各課の枠を超えて、全職員が連携、協力して取り組んでお

ります。

今後も、町民目線に立ち、組織一丸となって知恵や工夫を出し合い、各課の連携による力が最大に発揮できるよう、行政運営を行ってまいります。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 桜の季節の連携、それから祭りの時の連携、そういうのは本当に一生懸命、職員の方々も出てやってらっしゃるなというのは分かっております。只、私が今回の中で話し出しているのは、それぞれの大きなのではなくて、それぞれの課でやっている事業、それで先ほど町長が言った横の連携、それをもっと細やかに出来ないのかなという気がします。その場で共同、一緒に働くのではなくて、働くのもですけども、それと一緒に共同作業ですよ。そういうのをそれぞれの事業の中で、2つの事業を1つにくっつけてやるというそういうことをもっと細かに出来ないかなと思ったもので、その辺のことについてはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 今までの事を今申し上げましたけれども、町の仕事というのかね、町の務めは町民のために仕事をしているんだということが基本でありますので、町民のために関係する課が連携して取り組むべきと、こういうふうな判断に立った場合には大きい小さいに係わらずですね、横の連携を取りながら実施をしてまいりたいとこういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 それでは、これにて一般質問を打ち切ります。

……………・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたのでこれをもって散会といたします。

大変ご苦勞様でございました。

（午後1時31分）

平成22年9月10日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

な し

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 原 毅 書記 近 内 信 二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	橋 本 清 文	税 務 課 長	佐 久 間 收
保 健 福 祉 課 長	工 藤 浩 之	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 主 幹 兼 都 市 グ ル ー プ 長	滝 波 広 寿	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功
企 業 局 長	橋 本 良 孝		

教育委員会委員長	深 谷 信 吾	教 育 長	橋 本 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	大石田 紘 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成22年9月10日（金曜日） 午後2時5分開会

- 第 1 付託陳情事件の委員長報告及び審査
- 第 2 付託議案の委員長報告
- 第 3 議案の審議

議案第45号 町単独事業町道平沢白石作1号線道路改良工事請負契約について

議案第46号 消防ポンプ自動車購入契約について

- 議案第 4 7 号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 8 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 4 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度三春町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度三春町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

(追 加)

- 議案第 6 5 号 三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 6 号 三春町議会に出頭した証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について

閉 会

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時 5 分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それではただいまより本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第 1 により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が 9 月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、9 月 6 日、7 日、8 日、第 4 委員会室において開会いたしました。陳情事件第 7 号、林業振興対策資金貸付事業について。

陳情者、田村市常葉町西向字堂ヶ入 6 2 番地 7、田村森林組合、代表理事組合長 早川栄二。

本陳情は、同組合の経営基盤安定化と事業推進を図るため、林業振興対策振興資金として 1, 0 0 0 万円の貸付を求めるものです。

慎重に審査いたしました結果、当委員会は、全員一致委員、採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

ただ今の委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、委員長報告の通り決定をいたしました。

…………… ・ ・ 付託議案の委員長報告 ・ ・ ……………

○議長 　日程第 2 により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 　総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。なお、本委員会は、9 月 2 日、6 日、7 日、8 日及び 1 0 日の 5 日間にわたり第 1 委員会室において開会いたしました。

議案第 4 6 号、「消防ポンプ自動車購入契約について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、消防ポンプ自動車を購入するにあたり、その契約を締結するものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 5 0 号、「平成 2 2 年度三春町一般会計補正予算（第 2 号）について」。

財務課長の出席を求め、補正予算（第 2 号）全般について、詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、町民税、地方特例交付金、地方交付税、県委託金、財政調整基金繰入金、町債の補正で、歳出については、財産管理費、交通安全防犯対策費、賦課徴収費、指定統計調査費、公債費の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 5 5 号、「平成 2 1 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

関係する課長等の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 　経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 　報告をいたします。9 月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は 9 月 6 日、7 日、8 日、9 日、1 0 日の 5 日間にわたり現地調査も含め第 4 委員会室において開会いたしました。

議案第 4 5 号、「町単独事業町道平沢白石作 1 号線道路改良工事請負契約について」。

建設課担当グループ長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、町道平沢白石作 1 号線の道路改良工事請負契約について、議会の議決を求めようとするもので

あります。現地調査を含め慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、「平成22年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」。

建設課担当グループ長、産業課長の出席を求め、補正予算（第2号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、県支出金、繰入金の補正で、歳出については、農林水産業費、商工費、土木費の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、「平成21年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

建設課担当グループ長、産業課長及び産業課担当グループ長の出席を求め、所管にかかる事項について、決算書、事務報告書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、認定すべきものと決しました。

議案第61号、「平成21年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」。

議案第62号、「平成21年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」。

議案第63号、「平成21年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」。

以上の3案は、企業局長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 9月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、9月2日に日程設定を行い、9月6日、7日、8日及び9日の4日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第47号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。町が実施する施設検診に肺がん、胃がん及び大腸がん検診を追加するため、本条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、「平成22年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」。

教育長、教育次長兼教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。歳入においては、地方特例交付金、国庫補助金、県補助金、県委託金、繰入金の増額であり、歳出においては、総務費の諸費及び賦課徴収費、民生費の認可外保育所費及び保育所費、衛生費の予防費及び環境対策費、教育費の学校管理費、幼稚園管理費、社会教育総務費、交流館費及び文化財保護費の増額であります。これらについて、慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、「平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第2号全般について詳細な説明を受けました。今回の補正予算は、歳入においては国庫負担金の追加で、歳出においては、総務管理費、保健事業費、償還金及び還付金の追加と予備費の減額であります。歳入歳出それぞれ1億74万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,036万円とするものであり、慎重に審査いたし

ました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第1号全般について詳細な説明を受けました。歳入歳出それぞれに、79万円を追加し、予算総額を1億5,575万円とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号、「平成22年度三春町老人保健特別会計補正予算(第1号)について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第1号全般について詳細な説明を受けました。歳入は、繰越金の追加、歳出においては、償還金、一般会計繰出金の追加であります。歳入歳出にそれぞれ84万円を追加し、予算総額を98万円とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、「平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」。保健福祉課長の出席を求め、補正予算第1号全般について詳細な説明を受けました。歳入は、国庫負担金、支払基金交付金、繰越金の追加、歳出においては、高額医療合算介護サービス費、償還金及び還付加算金、予備費の追加であります。歳入歳出にそれぞれ2,817万円を追加し、予算総額を12億8,695万円とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、「平成21年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

教育長、教育次長兼教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第56号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づきそれぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第57号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第58号、「平成21年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第59号、「平成21年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第60号、「平成21年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

住民課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第64号、「平成21年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第４８号、４９号につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えておきます。

……………議案の審議……………

○議長　日程第３により、議案の審議を行います。

議案第４５号、「町単独事業町道平沢白石作１号線道路改良工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４６号、「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４７号、「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４８号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第４８号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり石川直子氏を教育委員会委員に同意することに決定をいたしました。

○議長 石川直子氏の出席を求めていますので、出席を許します。

(石川直子氏が入場)

○議長 ただ今教育委員会委員の任命に同意をいたしました石川直子氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

○石川直子氏 皆さんこんにちは。教育委員にご承認いただきました石川と申します。私は長年、三春の国際交流活動に携わっておりますけれども、その間に３人の子供が三春町で成長いたしました。今回このような大役をおおせつかりまして、本当に不安と緊張でいっぱいなんでございますけれども、教育も国際交流も国際化からグローバル化へと変遷しつつあります。こういう大事な時に私の長年の経験が何か三春の教育にお役に立てば大変に幸せなものと存じております。ふつつかではございますけれども皆様のご指導を仰ぎながら精一杯務めて参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(石川直子氏が退席)

○議長 議案第４９号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第４９号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり神田昭壽氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意することに決定いたしました。

議案第５０号、「平成２２年度三春町一般会計補正予算（第２号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５１号、「平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５２号、「平成２２年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５３号、「平成２２年度三春町老人保健特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５４号、「平成２２年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５５号、「平成２１年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款、項、目、ページを示してから質疑を願います。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第56号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第57号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第58号、「平成21年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５８号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５９号、「平成２１年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５９号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第６０号、「平成２１年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第６０号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第６１号、「平成２１年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第62号、「平成21年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第63号、「平成21年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第64号、「平成21年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま 10番、渡辺渡君外3名より、議案第65号「三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について」、5番、儀同公治君外2名より議案第66号「三春町議会に出頭した証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について」が提出されました。この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第66号の2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案を配付いたしますので、少々お待ち願います。

○議長 議案第65号、「三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番、渡辺渡君。

○10番(渡辺 渡君) 議案第65号、三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について。

三春町議会議員定数条例平成18年三春町条例第24号の全部を別紙のとおり改正する。

平成22年9月10日提出。

提出者 三春町議会議員 渡辺渡

賛成者 同 日下部三枝

賛成者 同 陰山丈夫

賛成者 同 上石直寿

では提案理由を申し上げます。三春町議会では、議会としてその役割を大いに果たせるよう、議員定数の適正化や議会活動の活性化など議会の今後のあり方について、改めて検討調査の必要性があるものとし、平成21年12月定例会において「三春町議会議員定数適正化等検討特別委員会」を設置し、検討を重ねてまいりました。今定例会9月2日の同特別委員会における表決の結果、現行議員定数を2名減じ14名とする事に決し、委員長名で議長に最終報告を行ったところであります。

もとより議員定数には最適数というものがある訳ではなく、議員各位それぞれが概念的に「この位が適数」と考えているものであらうと考えます。

そのために特別委員会を設置し、その適数を模索してきたものと思います。

提案者の私としては、三春町の社会資本の整備も福祉施策についても他町村に比べ見劣りする程の水準ではなく、加えて町の投資的経費については特別な事情がない限り、3ないし4億円の低水準で推移していくものと考えております。そのような町の現状を考えたとき、

前述の特別委員会の決定すなわち議員定数14名は極めて妥当であろうと思うものであります。

したがって、別紙のとおり三春町議会議員定数条例の全部改正を提案するものであります。
以上です。

○議長　ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長　14番。

○14番（渡邊勝雄君）　只今、議案65号三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について。私はこの条例案に反対するものであります。反対の理由を申し上げます。私は毎年行われている各地区のまちづくり懇談会や各種会合、小さな座談会やお茶のみ会等に参加し、町民の声を伺ってまいりましたが、私は議員定数削減については、現時点においては町民の総意ではないと判断したからであります。これまでの法定定数制度が廃止され、全ての公共団体の条例で、または条例定数制度に改正を規定することとした平成15年1月1日施行の地方自治法の改正に合わせ、我が町議会におきましては先進的な取組みにより、これまで議員定数20を本日まで4名の削減を実施し、定数を16名としてまいりました。平成の大合併問題においては、町民と共に自立のまちづくりを選び少子高齢化社会を迎えた今日、安心して安全なまちづくりには16名の議員定数を継続すべきと思うわけであります。改めて申し上げます。議員定数14名の案には反対いたします。以上であります。

○議長　次に原案に賛成の発言を許します。

陰山丈夫君。

○8番（陰山丈夫君）　議案65号に賛成の立場から討論をさせていただきます。三春町議会議員定数適正化等検討特別委員会委員として10回の委員会に出席いたしました。委員会では各委員の考え、事務局からの資料、先例地の行政視察等を含めて議会のあり方等、多くを学んできました。そもそもこの議会議員定数適正化等検討特別委員会が設置されたのは、まちづくり懇談会での住民の一声であります。住民が公の場で発言する裏には、発言者はたとえ1人でも数十人あるいは数百人、数千人の考えが含まれていると判断しての特別委員会を設置したのだと私は考えています。この声に耳を傾けた三春町議会は住民本位の姿勢を貫く、これぞ自由民権運動発祥の地と胸を張っている1人です。本案に賛成の根源としては、人口減少と税収減の2点にあります。

1点目は人口減少についてであります。平成19年に三春町議会議員一般選挙がありました。その年の人口と今年の人口を比較しますと578人減っております。有権者は268人減っております。実に有権者は年平均89.3人も減少しているわけであります。私は議員1期4年の間に町民の付託に応えていく為には、議員1人あたりの有権者は1,000人は最低線ではないかと常日頃考えておりましたので、委員会でもそのように主張してきました。

2点目は税収減であります。町税は19年度と21年度で比較しますと1億3百万円もの減収であります。民生費等が増えるという中でこの財政の現実を直視した議会であるべきと私は思います。議員定数を14名にし、少数精鋭化すべきと考えます。

先例地視察先の石川町議会でのことを簡略にお伝えいたします。石川町では議員定数18名のところを4名減らし14名にしました。石川町の議長は次のように話をしました。「4名減にしたが何ら問題も障害も起きていません。今では議会報告会を各地で開催し住民の意見を吸い上げる制度もできました。議会は以前より改革され、活性化されている。」とのことで

ありました。以上の事柄から議員各位の良識を信じ本案に賛成の討論を終わります。

○議長　それでは原案に反対の討論はございますか。

○議長　4 番。

○4 番（佐藤弘君）　まず、はじめに、今回議員定数適正化等検討特別委員会より議長に最終報告がなされました。当然、あとは議長が議案として提出する段取りを今定例会かまた12月定例会にするだろうと思っておりました。しかし、議長が何もしないうちに数人の議員が議案を作成して提出したことは遺憾なことであります。特別委員会の一員として、今回の議案提出は特別委員会とは全く関わり合いのないことを申し上げておきたいと思います。現在、福島県で人口1万5千人から2万人の町村の議員定数であります。14名は1町村であります。その他の町村は16名から22名であります。

また、三春まちづくり協会の懇談会では、定数削減はしないで現状でよいとの発言がありました。まだまだ、議員全員での話し合いが必要だと思いますが社会情勢、政治情勢が地方分権、地方主体と動いている現状では個々の自治体の求進力、議会の力量が求められています。多くの町民の声を町政に反映させることこそが今大事なことはないかと思います。

また、議会改革、議会の活性化のためにも単に議員を減らすことは町民のためにも議会のためにもならないと考えます。町民の期待に応えるべく、社会情勢、政治情勢を正しくとらえ議会に対しより以上に課せられる責務について、現定数で頑張ることを申し上げ反対討論といたします。

○議長　次に原案に賛成の発言があれば許します。ありませんか。討論ありませんか。

○議長　日下部三枝君。

○6 番（日下部三枝君）　私は議員定数適正化等検討特別委員会で最終報告の原案14名に賛成するものであります。この理由として、適正である数は幅があり、上限は22であります。その下限については、私個人として常任委員会数とカップで考えております。議員必携によりますと1常任委員会6名程度確保するようにとあります。私は三春の常任委員会は2委員会で、今の現状では運営できるものと考えております。従って6人掛ける2常任委員会で12人が下限とっております。私は議員定数適正化等検討特別委員会で最終報告された原案14名はこの下限に限りなく近い適正な数だと考えます。視察研修に行きました先進地石川町議会の内容からしてもこの14名は妥当だと思います。

さらに町民の声であります。前回の選挙のときに無投票であったことは町議会が始まって以来の事であり、これで良いのかという声があります。また、議会の外から見るともっと少なくてもやって行けるのではないかという声もたくさんあります。そして、提案者と賛成者からの意見の内容にもありますが人口減少、財源不足も含めてこれらのことを重ねて考えますと議員定数適正化等検討特別委員会で可決し、元委員長の手で議長に最終報告された2名減の14名が今の三春議会にとりましてはもっとも適正な数と確信しております。町民の声を尊重する立場から原案に賛成するものであります。

○議長　次に原案に反対の発言があればこれを許します。

○議長　それでは討論を打ち切ります。

○10 番（渡辺 渡君）　議長。

○議長　10 番。

○10 番（渡辺 渡君）　先ほどの4番議員の発言なんですが、当然、議会議員には議案を提出する権限があるわけでありまして、これを本会議において誹謗中傷するということは取りも直さず本会議を誹謗中傷しているものと思いますのでその部分については訂正、あるいは

削除をお願いしたいと思います。

○議長 10番議員にお聞きしますが、どこからどの部分でしょうか。

○10番(渡辺 渡君) 冒頭の部分です。当然議長が議案を提出するうんぬんからであります。我々議員には議案提出権というものがあるわけでありますので出したことに対して誹謗されるのは、はなはだ心外であります。

○議長 それでは暫時休憩をいたします。議運委員長。議運を開催願います。

…………… 休 憩 ……………

(休憩午後 15時00分)

(再開午後 15時41分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは休憩前に引き続き再会をいたします。

○議長 先ほど議会運営委員会の開催をいただきました。その結果、議員各位、ご案内のようにまさに議会は言論の府と言っております。とわ言ってもそれぞれの発言等々については慎重さと更に責任を持たなければならないと考えるものであります。今回の発言につきましては多少行き過ぎた言葉もあり、今後は、佐藤議員においては注意を願いたい。このように議長として考えてございます。以上でございます。

○議長 それではこれより、議案第65号を、採決いたします。

この採決については、渡辺渡君ほか3人から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名投票で行います。

○議長 議場の出入り口を封鎖ねがいます。

(事務局 出入り口の閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員は、16人でございます。

○議長 次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条2項の規定によって、立会人に陰山丈夫君、及び上石直寿君を指名いたします。

○議長 それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」といわゆる提出議案に対してでございます。お間違えのない様に記載願います。

(事務局 投票用紙の配布)

○議長 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。あるかないか言って下さい。

(なしの声あり)

○議長 配布漏れなしと認めます。それではここで投票所の設定をいたしますので少々お待ち願います。

(事務局 記載台、投票箱を設置)

○議長 それではここで投票箱を点検いたします。

(議員 投票箱を確認)

○議長 異常ありの声がありませんので、異常なしと認めます。

○議長 ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長 議席番号と氏名呼び上げ)

(議員 投票)

○議長 投票漏れはありますか。

○議長 投票漏れなしと認めます。

○議長 投票を終わります。

○議長 開票を行います。

○議長 陰山丈夫君、上石直寿君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(事務局 開票)

(立会人 立ち会い)

○議長 それでは投票の結果報告をいたします。

投票総数 15 票、有効投票 14 票、白票 1 票でございます。有効投票の内、賛成 6 票、反対 9 票。以上のとおり反対が多数です。したがって、議案第 65 号、「三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について」は、否決されました。

○議長 議場の出入り口を開きます。

(事務局 出入り口の開放)

○議長 議案第 66 号、「三春町議会に出頭した証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。5 番、儀同公治君。

○5 番(儀同公治君) 議案第 66 号、三春町議会に出頭した証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について。

地方自治法第 207 条の規定に基づき三春町議会の求めにより出頭した証人、関係人、公聴会に参加した者等を実費弁償を支給するため、標記議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び三春町議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 22 年 9 月 10 日提出

提出者 三春町議会議員 儀同公治

賛成者 三春町議会議員 上石直寿

賛成者 三春町議会議員 渡邊勝雄

平成 22 年 9 月 10 日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

条例案は別紙のとおりであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第 66 号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第 71 条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項に

ついて閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

○議長　ただいま、桜川河川改修推進特別委員会委員長、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定しました。

……………町長挨拶……………

○議長　本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長　9月定例会、決算認定ということで長期間にわたって議員の皆さん方には精力的に審査をしていただきました。結果、全議案可決、同意、認定をしていただきまして誠にありがとうございます。これからも非常に地方自治を取り巻く環境は厳しいわけではありますが、しっかり腰を据えて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので議会の皆さん方のご鞭撻をよろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、これから朝晩、冷え込んでまいります。健康にはくれぐれも留意の上のご活躍をご祈念を申し上げてあいさついたします。ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長　9日間にわたってのご審議、大変ありがとうございました。これをもって平成22年三春町議会9月定例会を閉会といたします。ご苦勞様でございました。

（閉会　午後4時05分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月10日

福島県田村郡三春町議会

議　　長　　本　多　一　安

署　名　議　員　　日下部　三　枝

署　名　議　員　　三　瓶　正　栄

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第45号	町単独事業町道平沢白石作1号線道路改良工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第46号	消防ポンプ自動車購入契約について	全 員	原案可決
議案第47号	三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第48号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第50号	平成22年度三春町一般会計補正予算（第2号）について	全 員	原案可決
議案第51号	平成22年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	全 員	原案可決
議案第52号	平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第53号	平成22年度三春町老人保健特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第54号	平成22年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第55号	平成21年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第56号	平成21年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第57号	平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第58号	平成21年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第59号	平成21年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第60号	平成21年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第61号	平成21年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定

議案第62号	平成21年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第63号	平成21年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第64号	平成21年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第65号	三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について	賛成6名 反対9名	原案否決
議案第66号	三春町議会に出頭した証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について	全 員	原案可決